

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
北海道	<p>①北海道農業担い手育成センター事業 (1.就農促進の広報・相談活動、2.就農研修者家賃助成事業、3.農家研修受入体制強化事業、4.大型特殊免許取得支援事業、5.新規就農優良農業経営者表彰事業、6.就農支援資金の償還免除)</p> <p>②農場リース事業</p> <p>③北海道立農業大学校 (1.新規参入者研修(研修生コース)、2.農業経営者育成研修(初級)、3.農業経営者育成研修(中級)、4.農業簿記通信講座、5.農業機械高度利用研修、6.溶接技能研修、7.農業土木機械・フォークリフト運転技能研修)</p> <p>④北海道花き・野菜技術研修</p>	<p>【①の1に対する対象者】 ・ 就農希望者</p> <p>【①の2～4に対する対象者】 ・ 研修者、認定就農者</p> <p>【①の5に対する対象者】 ・ 就農後10年以内の新規就農者</p> <p>【①の6に対する対象者】 ・ 就農支援資金借受者(就農計画認定申請時15～46歳未満)</p> <p>【②に対する対象者】 ・ 酪農部門での就農希望者</p> <p>【③の1に対する対象者】 ・ 農業研修中の者</p> <p>【③の2に対する対象者】 ・ 新規就農して3年未満の農業者</p> <p>【③の3に対する対象者】 ・ 初級を修了した農業者</p> <p>【③の4に対する対象者】 ・ 複式農業簿記を始めようとする農業者</p> <p>【③の5、6、7に対する対象者】 ・ 農業者又は農業に従事しようとする者</p> <p>【④に対する対象者】 ・ 花き・野菜の生産に従事している者又は志す者</p>	<p>【①の1に対する支援】 ・ 札幌・大阪に就農相談窓口を常設し就農相談を実施(大阪は札幌との電話相談) ・ 東京・大阪・札幌での就農相談会を開催 ・ 東京・大阪・札幌でセミナーを開催 ・ 就農希望者に対する1～3日の農業体験を実施 ・ 北海道農業の概要・就農相談・就農相談会の開催案内や就農関連情報をホームページやメールマガジンで提供</p> <p>【①の2に対する支援】 ・ 先進農家等で研修を行い借家等に入居している場合、家賃額の一部を助成(青年就農給付金対象者を除く)</p> <p>【①の3に対する支援】 ・ 就農研修・体験実習を行う方に対し、損害保険金等掛け金の一部を助成</p> <p>【①の4に対する支援】 ・ 農外から新規就農を目指して就農研修をしている者を対象に大型特殊免許取得経費の一部を助成</p> <p>【①の5に対する支援】 ・ 就農希望者の就農啓発と新規就農者の経営改善意欲の高揚を図るため、模範となるような優良な農業経営を行っている新規就農者を表彰</p> <p>【①の6に対する支援】 ・ 償還時点において認定就農計画に沿った就農を5年以上継続して行っており、免除要件に該当している場合、毎年度の償還金の合計額が一定限度額に達するまで償還を免除</p> <p>【②に対する支援】 ・ 農場を一時貸付し売り渡す ・ 営農条件の整備(農用地の整備・家畜管理用施設の整備・乳牛の導入など)</p> <p>【③の1に対する内容】 ・ 農地取得制度の基礎知識、就農計画の作成方法などの短期研修</p> <p>【③の2に対する内容】 ・ 農業基礎技術、クミカン制度、農業簿記基礎などの短期研修</p> <p>【③の3に対する内容】 ・ 農業会計の基礎、経営管理、経営分析などの短期研修</p> <p>【③の4に対する内容】 ・ 農業簿記の基礎知識から決算までの演習、複式簿記習得の短期研修</p> <p>【③の5に対する内容】 ・ トラクターの構造・機能と取扱及び整備方法、運転操作、農作業安全など基礎的な技能の修得のための短期研修</p> <p>【③の6に対する内容】 ・ ガス及びアーク溶接についての労働安全衛生法に基づく知識及び技能の習得(ガス溶接技能講習)(アーク溶接特別教育)</p> <p>【③の7に対する内容】 ・ 農業土木機械及びフォークリフトについての労働安全衛生法に基づく知識及び技能の習得</p> <p>【④に対する内容】 ・ 主要な花き又は野菜の栽培管理の技能習得のための半年間研修</p>	—	—	<p>公益財団法人北海道農業公社(北海道農業担い手育成センター)</p> <p>北海道立農業大学校</p> <p>(地独)北海道立総合研究機構花・野菜技術センター</p>	<p>北海道農業公社: http://www.adhokkaido.or.jp/ninait/index.html</p> <p>北海道農業担い手育成センター: http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ns/ngd/index.htm</p> <p>花・野菜センター: http://www.agri.hro.or.jp/hanayasai/</p>	2,3,8,9	

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
青森県	新規就農チャレンジ研修	研修終了後、確実に就農が見込まれる新規就農希望者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期間で実践的な農業知識・技術(施設野菜主体)を習得するための実践的な農業研修を県営農大で実施する。</li> <li>○研修期間:5月～2月までの10ヵ月間</li> <li>○研修内容:実践的な農業知識・技術の習得、トラクター等免許の取得、実際の営農に近い農場実習等</li> <li>○経費:受講料無料、諸経費負担あり、希望により宿泊施設利用可</li> </ul>	4月1日～13日(平成27年度)	定員5名	営農大学校 教務研修課	0176-62-3111	<a href="http://www.applenet.jp/~einou/com/mon/Training.html">http://www.applenet.jp/~einou/com/mon/Training.html</a>	2
	営農大学校新規就農者特別支援事業	新規就農者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・営農大学校を核にした新規就農者の定着支援</li> <li>○短期講座等による知識・技術習得 新規就農者が習得したい技術、知識などの短期講座及び農場研修を実施</li> <li>○交流会、よろず相談会等による就農継続支援 新規就農者同士や先輩農業者等との交流会の開催、研修コーディネーターによる常設相談窓口の設置</li> </ul>	—	—	営農大学校 教務研修課	0176-62-3111	<a href="http://www.applenet.jp/~einou/com/mon/27-1_stepup-jukousyabosyuu.html">http://www.applenet.jp/~einou/com/mon/27-1_stepup-jukousyabosyuu.html</a>	2
岩手県	就農相談者等フォローアップ事業	就農志向者、研修受入経営体	<ul style="list-style-type: none"> <li>就農に関心のある者を対象に、農業体験やインターンシップなどを行う。(2泊3日～6泊7日の短期研修とし、1回の受入研修生は最大5名とする)</li> <li>・農業体験等研修生受入経費の助成 1日当たり7,800円(7日以内)</li> <li>・農業体験等研修生宿泊費の助成 1人5千円以内/泊(6泊以内)</li> </ul>	随時	—	(公社)岩手県農業公社 就農支援部 就農支援課	019-623-9390	<a href="http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more">http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more</a>	1,2,3,6
	新規就農者等技術研修事業	研修開始時に55歳以下の新規就農者、就農志向者	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者研修施設等での農業基礎技術研修受講経費の助成</li> <li>・10万円以内(1/2以内)</li> </ul>	随時	—	(公社)岩手県農業公社 就農支援部 就農支援課	019-623-9390	<a href="http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more">http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more</a>	3
	新規就農者研修支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 受入経営体は、岩手県が定めた「新規就農者受入実践研修実施要領」第2の規定により登録されていること。但し、青年就農給付金(準備型)を受給する研修生の受入経営体及び「農の雇用事業」の実施経営体を除く</li> <li>2. 実践研修生は、次の要件を全て満たしていること ア. 研修開始時の年齢が55歳以下である者 イ. 受入経営体で6ヶ月以上の研修を行うこと ウ. 新規就農者受入実践研修実施要領第5の規定による就農プランが作成されている者 エ. 受入経営体が親族(三親等以内)でないこと</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規就農者の円滑な就農のための研修を促進するため、研修を受け入れる経営体に研修等に必要な経費を支援</li> <li>受入経営体に実践研修生の指導にかかる経費(6ヶ月以上2年以内)の助成:1.5千円/日人 ※ 実践研修生1名あたり最大2.5万円/月以内</li> </ul>	随時	—	(公社)岩手県農業公社 就農支援部 就農支援課	019-623-9390	<a href="http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more">http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more</a>	6
	新規就農者研修体制強化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年就農給付金(準備型)の受給研修生の受入経営体で、次の要件を全て満たしている者 ア. 新規就農者確保・育成アクションプランにおいて位置づけられた研修を行うこと。 イ. 農業農村指導士、青年農業士(認定期間満了者含む)又は地方協議会が上記と同等の指導力があると認める個人(生産部会役員等であること。かつ、農業所得がおおむね250万円以上確保されている者(ただし、沿岸広域振興局及び県北広域振興局の久慈地域には適用しない)若しくは法人(研修指導体制が確保されていること) ウ. 別に実施される指導力向上研修を受講すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>青年就農給付金(準備型)を受給する新規就農希望者の就農のための研修を促進するため、研修を受け入れる経営体に研修等に必要な経費を支援</li> <li>受入経営体に受給研修生の指導にかかる経費(1年以上2年以内)の助成:1.5千円/日人 ※ 実践研修生1名あたり最大2.5万円/月以内</li> </ul>	随時	—	(公社)岩手県農業公社 就農支援部 就農支援課	019-623-9390	<a href="http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more">http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more</a>	6



自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
岩手県	地域経営資源継承支援事業	認定新規就農者又は就農5年以内の認定農業者で、次の要件を全て満たしていること ア 新規就農者確保・育成 アクションプランにおいて位置づけられた取組であること イ 青年等就農計画若しくは経営改善計画に記載されている、又は記載されることが確実な事業内容であること ウ 青年就農給付金(準備型・経営開始型)の受給者であること エ 事業実施年度及び事業終了後3年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し提出すること。	中古の機械・施設等地域の経営資源の移設、修理(部品代を含む)及び取得経費を助成する。ただし、中古ハウスについては取得経費は除く。 助成額700千円以内/年人(助成率2/3以内)	随時	—	(公社)岩手県農業公社 就農支援部 就農支援課	019-623-9390	http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more	4
	新規就農者経営安定支援事業	認定就農者又は認定新規就農者で次の要件を全て満たすこと。 ア 平成23年度以降に就農し、申請時の年齢が55歳以下である者 イ 過去に新規就農条件整備事業又は青年就農給付金(準備型・経営開始型)の給付を受けた者又は現在給付を受けている者を除く ウ 事業実施年度及び事業終了後3年間、経営実績報告書を地方協議会を経由し提出すること	新規就農者等の営農の早期定着化を図るため、就農開始時等における農地の確保、農業機械・施設の導入等に必要経費を支援 助成額700千円以内/年人(助成率2/3以内) ※ 助成は単年度1人1回限りとし、経営改善計画の実施に必要な経費のうち、次の事業メニューから自由に選択、組み合わせることができる(事業メニュー) ①家賃 ②国内の先進地農家研修費用 ③農地の賃料 ④農地の簡易な整備費 ⑤機械・施設の整備費 ⑥機械・施設のリース料 ⑦機械・施設の修理費 ⑧種苗等生産資材の購入費 ⑨加工・販売に要する経費 ⑩その他理事長が認めたもの	随時	—	(公社)岩手県農業公社 就農支援部 就農支援課	019-623-9390	http://www.i-agri.or.jp/index.php?itemid=223#more	4
宮城県	みやぎ農業未来塾開催事業	新規就農者(就農候補者を含む)	各農業改良普及センターに塾を開設し、認定就農者等を対象とした研修教育を行う。 対象は営農開始前からおおむね営農5年目とし、それぞれの普及センターの状況に応じ、営農発展段階に応じた教育研修を実施	—	—	農業振興課	022-211-2836	—	2
	マンツーマンサポート事業	受講者 原則就農5年以内の新規参入者 講師 受講者に対して指導、研修を行う指導農業者等	対象者に対して就農定着に向けた指導農業者等による現地指導等を実施する。 指導者に対する助成として指導報酬及び旅費を支給。	年度当初	1~2	農業振興課	022-211-2836	—	2.6
	就農支援資金償還助成事業	①就農研修資金(研修教育施設等研修)借受者のうち、40歳未満で、研修終了後に宮城県内で4年以上継続して就農する者 就農研修資金(農家等研修)借受者のうち、40歳未満で、研修終了後に宮城県内で4年以上継続して就農し(農業法人等の雇用者は除く)、市町村で設置する地域農業担い手育成センター等の認定を受けている者	借入月額の1/3以内の償還を免除	—	—	農業振興課 公益社団法人みやぎ農業振興公社	022-211-2836(農業振興課) 022-275-9192(公社)	—	3
	就農予定者への奨学金助成	①青年就農給付金(準備型)を受けていない大学生、大専生、短大生等 ②高校3年生	①月額15,000円の奨学金 ②月額8,000円の奨学金 ※卒業後就農しなかった場合には返還	平成27年6月30日まで	① 9人 ② 1人	公益社団法人みやぎ農業振興公社	022-275-9192	—	3
	就農相談活動事業	県内の就農希望者	①定例就農相談(毎月第3火曜日) ②若年者就農相談会(毎月第2木曜日、39歳未満) ③みやぎ農業見聞のつどい(新規参入就農希望者等、年2回) ④無料職業紹介(求人登録がある農業法人へ求職者を紹介)	—	—	農業振興課 公益社団法人みやぎ農業振興公社	022-211-2836(農業振興課) 022-275-9192(公社)	—	1

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援 9. その他

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
宮城県	みやぎ農業見聞のつどい	宮城県内で農業を始めたい方	宮城県内の農業生産現場等を見学するバスツアーを開催(年2回)	6月、10月頃	1回20人程度	公益社団法人みやぎ農業振興公社	022-275-9192	—	9
	青年農業者育成対策事業	①就農研修資金に該当しない短期間(3ヶ月以上1年未満)の国内農家等研修を受ける者 ②海外農業先進国で3ヶ月以上の農業研修を実施する青年農業者 ③3年以上就農している青年農業者が自らの経営改善等に資することを目的とした県外への視察・調査を行う場合	①200,000円の助成 ②250,000円の助成 ③60,000円を上限として視察、調査に係る経費の一部を助成	—	① 1件 ② 2件 ③ 6件	公益社団法人みやぎ農業振興公社	022-275-9192	—	3
	研修受入農家等助成事業	農業研修生を受け入れる県内の先進農家等(就農相談を受けた者の農業体験及び就農研修資金を利用した国内農家等研修)	①公社の仲介により農業体験(3日間以上)を実施する新規就農希望者の受け入れに対して1名につき最大15,000円	—	① 8件 ② 1件	公益社団法人みやぎ農業振興公社	022-275-9192	—	6
秋田県	インターネットアグリスクール	秋田での就農に関心のある県内外の希望者	○ インターネットアグリスクール 期間:随時 4月~3月 場所:自宅学習 主な内容:ホームページに提示する教材で学習。添削は終期に1回 定員:50名 その他:無料 ○ スクーリング 期間:4月~3月 場所:秋田県農業研修センター、農家ほ場等 主な内容:就農準備講座を活用 定員:各回10名程度 その他:1人1回500円(傷害保険料、体験必要品代は別途) 研修受入農家謝礼:20千円/回	3月~翌年1月末	40名	農林水産部農業研修センター	018-881-3611	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/13654779610/index.html">http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/13654779610/index.html</a>	2.6
	農業経営準備研修	秋田県農業に関心のある者又は県内での就農を希望する者	期間:4月~3月 1日~1週間程度 場所:新規参入者、農業法人等ほ場 主な内容:農作業体験 就農準備講座(実技)と同時開催 定員:各回5名 その他:1人1回500円(傷害保険料、体験必要品代は別途)	—	40名	農林水産部農業研修センター	018-881-3611	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/13654779610/index.html">http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/13654779610/index.html</a>	2
	農業高校生インターンシップ研修	秋田県農業に関心のある高校生	期間:5月~1月(約10日間) 場所:先進農家等 主な内容:農作業体験 その他:無料 研修受入農家謝礼:3千円/日	—	16名	農林水産部農業研修センター	018-881-3611	<a href="http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/13654779610/index.html">http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/13654779610/index.html</a>	2.6
	未来農業のフロンティア育成研修	45歳未満で農業で自立しようとする意欲があり、研修終了後の県内での就農が確実と見込まれる者	期間:24日間 4月~翌々年度3月 場所:県内の試験研究機関、農業法人、先進農家等 主な内容:県の各試験場等で、稲作・野菜・花き・果樹・畜産などの経営・生産技術研修 研修奨励金:月額75千円 県70%、市町村30%(国の青年就農給付金を受ける場合は、重複支給しない)	前年度の9月頃	1年目26名 2年目17名	農林水産部農林政策課	018-860-1726	<a href="http://pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000/00000/1337837055905/index.html">http://pref.akita.lg.jp/www/genre/00000000/00000/1337837055905/index.html</a>	2.3
	地域で学べ!農業技術研修(市町村実験農場活用型)	概ね50歳以下で研修終了後の県内での就農が確実と見込まれる者	期間:1年以上2年以内 場所:県内各市町村実験農場等 主な内容:稲作・畑作・野菜・花き・果樹・畜産などに関する経営・生産技術研修 研修奨励金:月額75千円 県50%、市町村50%(国の青年就農給付金を受ける場合は、重複支給しない)	前年度の10月頃	35名	農林水産部農林政策課	018-860-1726	<a href="http://www.ak-agri.or.jp/new_farmer/?category_id=20">http://www.ak-agri.or.jp/new_farmer/?category_id=20</a>	2.3

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
秋田県	地域で学べ！農業技術研修 (先進農家等活用型)	概ね50歳以下で研修終了後の県内での就農が確実と見込まれる者	期間:2年以内 場所:県内の先進経営体 主な内容:希望する作目別の栽培から販売までの現場実践 研修奨励金:月額75千円 県50%、市町村50%(国の青年就農給付金を受ける場合は、重複支給しない) 研修受入先への委託:月額40千円	前年度の10月頃	15名	農林水産部農林政策課	018-860-1726	http://www.ak-agri.or.jp/new_farmer/?category_id=20	2,3,6
	新規就農者経営開始支援事業	青年就農給付金受給者 認定就農者	支援内容:戦略作目導入等の新たな取組を開始する場合に必要とする機械・施設等の導入 助成対象:パイプハウス、管理機等 補助率: ア 非農家出身者 1/2以内 イ ア以外の者 1/3以内	—	—	農林水産部農林政策課	018-860-1726	http://www.ak-agri.or.jp/new_farmer/?category_id=20	4
	"あきたで農業を"定着サポート事業	秋田県に移住して農業を始めようとする者	期間: ①短期研修 2泊3日(4回) ②中期研修 3か月(8月~10月) 原則、短期研修終了者 場所:県内農業法人等 研修内容:農業法人等での体験研修等 研修奨励金(中期研修者):住居費月額上限40千円、滞在経費月額43千円	4月~8月	①各回5名 ②4名	農林水産部農林政策課	018-860-1726	http://www.ak-agri.or.jp/new_farmer/?category_id=20	2,3,6
山形県	農業体験バスツアー	山形県での新規就農希望者または農業研修希望者等	○視察・作業体験先および就農事例紹介者への謝金 ○参加費用の一部を助成	随時募集 年3回予定	約20人/1回				2
	農業短期体験プログラム	山形県での就農に関心のある他産業従事者、学生等	○年間最大30日まで利用可能 ○短期研修受入れ農業者に対して参加者1人当たり7,5千円(宿泊)・5千円(日帰り)を助成 ただし、9日を超える場合、1千円/日の参加者負担有り ○参加者に係る傷害保険の助成	随時募集	—				2
	新規就農定着サポート事業	認定就農者かつ新規参入者 ・営農費用助成は45歳以上の方	【営農費用助成】 ○所得税の申告上、必要経費として参入できる費用(減価償却費を除く)・助成額360千円以内 【アドバイザーの設置】 ○農業に関するアドバイザーを設置する場合、アドバイザーに対し1年目10万円、2年目5万円を助成	5~6月	—				3
	独立就農者育成研修事業	山形県内において新規就農を希望する者	【雇用型】 ○研修受入農業者等への委託により、2年間、研修受入農業者等が研修生を従業員として雇用、賃金を支給し、栽培から販売・流通までの実践指導を実施(労働保険加入) 委託費150万円/年間以内 ○研修生受入れ農家に賃金を助成 【青年就農給付金準備型】 ○年間150万円の青年就農給付金を受給しながら、先進農家等で栽培技術や経営手法を学ぶ	—	—	(公財)やまがた農業支援センター	023-641-1117	http://www.yamagata-nogyo-sc.or.jp/Pages/shinkisuno.aspx	3
	海外研修支援事業	・山形県内において農業に従事するか、又は従事しようとする青年等 ・将来の経営開始を目的とした研修を受ける者 ・知事の推薦を受け、(公社)国際農業者交流協会により派遣される研修生	○海外研修往復旅費 ○研修費、研修派遣事務委託費等 ○助成額25万円	—	—				3
	地域で育てる担い手育成支援事業	新規就農者を育てる研修生受入協議会等	○農業研修生受入協議会等が行う新規就農者の確保から定着までの新たな取り組みに要する経費(生活支援は除く) ○補助対象期間:3年間 ○補助率:市町村が受入協議会へ補助する経費の1/2以内(上限50万円)	—	—				6
	雇用就農促進事業	45歳以上の就農希望者を雇用・育成し、農業生産を拡大する農業法人等	雇用就農者に対する研修経費を、1人当たり1年目100千円/月、2年目50千円/月を助成する	—	—	山形県農業会議	023-622-8716	http://www.yca.or.jp/	5

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
山形県	新規就農支援研修	①基礎コース 新規就農希望者 ②実践コース 新規就農希望者 ③マスターコース 基礎コースまたは実践コースを修了した者で、引続き2年目の研修を実施する者	①基礎コース 試験研究機関等で最新技術に触れながら「基礎技術」を習得し、農業大学校における講義、課題学習、オプション等を組み合わせた実践的な研修。(研修期間1年間) ②実践コース 優れた農業経営者のもとでの「農業実習」と、農業大学校における講義、課題学習、オプション等を組み合わせた実践的な研修。(研修期間1年間) ③マスターコース 実践コースまたは基礎コースの研修を生かし、優れた農業経営者等の下での高度な農業研修。(研修期間1年間)	-	-	山形県立農業大学校	0233-22-1527	http://agrin.jp/menu/t/72/	2
	働きながら学ぶ農業入門講座	本格的な就農を目指す他産業従事者等	就農に向けて他産業に従事しながら水稲・果樹・野菜栽培の基礎を学ぶ夜間の研修と休日の現地講習。 ・講義5～7回、現地講習1～2回実施	-	-				2
福島県	未来を拓く新規就農者・農業女子等育成支援事業	○就農誘導支援事業 ・新規就農者 ○新規就農者経営基盤確立支援事業 ・就農後5年以内の就農計画認定者又は青年等就農計画認定者または認定見込み者で、自営による個人経営又は親とは別の経営を行う者。 ○農業青年リーダー育成事業 ・農業青年クラブ等	○就農誘導支援事業 ・就農相談活動の実施(県外における就農相談会の開催) ○新規就農者経営基盤確立支援事業 ・新規就農者の円滑な経営開始のため、リースによる施設・機械の整備を支援する。リース期間3年、2/10以内助成、但し上限は中山間300千円、その他の地域は250千円。 ○農業青年リーダー育成事業 ・農業青年リーダーの育成確保等を目的に実施する事業を支援	-	-	農業担い手課	024-521-7340	-	1,4
	青年就農給付金事業	・農業経営開始予定者並びに農業経営開始者	・青年の就農意欲の喚起と定着を支援するため、就農前の研修期間及び経営が不安定な就農直後の者に対し、給付金を給付。	-	-	農業担い手課	024-521-7340	-	2,3,4
	農業復興人材就農促進事業	○農業教育連携促進事業 ・農業高校生等 ○農業法人等就業促進事業 ・農業法人雇用就農希望者等	○農業教育連携促進事業 ・農業高校生を対象に、若手農業者との交流や農家体験研修等の機会を提供し、新規就農者の確実な定着を図るため、農業青年クラブ等の活動を支援する。 ○農業法人等就業促進事業 ・県農業会議に設置した無料職業紹介所において、農業法人の求人開拓と就業希望者への職業紹介を行うとともに、農業短大生等への積極的な情報提供を図るセミナー等を開催し、農業法人等への就農意欲の喚起を図る。	-	-	農業担い手課	024-521-7340	-	1,3,6
	農業経営体活性化支援事業	・農業法人及び認定農業者等	・農業経営体に対し、震災による失業者を新たに雇用して行う「農業経営活性化のモデル」の実証事業を委託する。 ・雇用者1人につき、月額166千円以内	-	40人程度	農業担い手課	024-521-7340	-	5
	ふくしまではたらこう。新☆農業人就業促進事業	・就農希望者	・人材育成会社等の事業受託者は、県内外から雇用就農希望者を広く募集し、自社従業員として新規雇用した上で、雇用就農するために必要となる知識や技術の習得に向けた研修を行う。 ・上記研修終了後、雇用を希望する県内の農業法人等に対して新規雇用者を一定期間派遣し、現地での実務研修(OJT)及びマッチングを行い、本事業終了後の農業法人での正規雇用につなげる。	-	30人	農業担い手課	024-521-7340	-	1,2,3

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
茨城県	いばらき実践農場整備支援事業	実践農場を整備して新規参入者等を受け入れる営農集団、農業生産法人、個人農業者等	新規参入者等を受け入れるための実践農場の設置に係る経費を助成 〔対象経費〕 ・技術アドバイス料 ・施設・機械のリース料 など 〔補助率〕 県1/4、事業主体1/4、就農者1/2 (県補助金 500千円上限/年、2年継続)	通年	12名	農林水産部農業経営課	029-301-3844	http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nokeiei/	4
	いばらき営農塾開設事業	【営農支援研修】 農業を始めて間もない概ね45歳までの方 【定年帰農者等支援研修】 退職などを機にこれから農業を始めたい方を対象に、農業の基礎を学ぶ研修講座を開講	【営農支援研修】 農業を始めて間もない方を対象に、野菜園芸を中心とした栽培技術や農業経営手法などを学ぶ研修講座を開講 ・Aコース(6~9月) ・Bコース(11~3月) 【定年帰農者等支援研修】 退職などを機にこれから農業を始めようとする方を対象に、農業の基礎を学ぶ研修講座を開講 ・水稲入門コース(5~10月) ・野菜入門コース(9~11月) ※受講料 12,000~15,000円	各コース開催の約2週間前まで	40名/コース	茨城県農業大学校	029-292-0419	http://www.pref.ibaraki.jp/nourin/nodai/	2
	ニューファーマー育成研修助成事業	(公社)茨城県農林振興公社から新規就農希望者受入組織の指定を受けて、研修生を受け入れる農業者、農協等	茨城県内への就農を希望する青年等を、概ね1年以上研修生として受け入れる農業者等に対し、研修に必要な経費の一部を助成 〔対象経費〕 研修の手当や研修の指導に要する経費 〔助成額〕 月額105,000円以内(原則1年間) 〔研修生の要件〕 ・就農予定時の年齢が45歳未満 ・親元就農を目指す農家子弟 ・準備型給付金を受給していない者	随時	7名程度	(公社)茨城県農林振興公社	029-239-7131	http://www.ibanourin.or.jp/	6
栃木県	「とちぎで農業を始めよう」事業(新規就農相談センター就農促進啓発事業)	就農希望者	○栃木県内での就農相談会の実施(年5回) ○栃木県外での就農相談会の実施(年7回) 内訳「新・農業人フェア」5回、「JOIN移住・交流イベント」等2回 ○新規参入フォーラム等の開催(県内:年2回) ○栃木県農業の概要、就農促進関連イベント等のPRを図るため、ホームページを開設	随時	—	栃木県農業振興公社	028-648-9511	http://www.tochigi-agri.or.jp/ http://www.tochigi-agri.or.jp/s_hunosouds/an/index.html	1
	就農準備校「とちぎ農業未来塾」	就農希望者	○他産業に従事後の就農や、非農家からの新規参入、さらには、定年帰農等の新規就農希望者を対象に、農業技術及び経営に関する研修教育を行う。 ○コース概要 (1)定年帰農希望者研修 定年退職者等が就農に必要な基礎的な農業経営の知識を習得するための研修。 土曜日開講。4月~1月、定員35名 (2)新規就農希望者研修 新規就農希望者が就農に関する必要な農業経営の知識及び技術を習得するための研修。 ①基礎コース(4月~3月) 農業に関する一般的な知識。園芸作物の基礎的栽培技術、農機具操作等を習得するための研修。定員45名 ②専門コース(4月~3月) いちご、施設野菜、露地野菜、果樹の4つの専攻に分かれ専門的な栽培技術を習得するための研修。定員60名。	平成27年度の募集は終了しました。(平成28年度の募集は平成28年1月頃の予定です。)	140名程度	栃木県農業大学校	028-667-4944	http://www.nodai.pref.tochigi.lg.jp/	2

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
栃木県	就農定着サポート事業	就農希望者を研修生として受け入れる先進農家等	○地域における農業担い手の確保育成を図るため、新たにその地域に就農を希望する者等に対して、先進農家等が実施する農業に関する技術・経営等の研修に要する経費の一部を助成する。 (1) 支援対象者 就農を希望する研修生(青年就農給付金(準備型)の受給者等)を受け入れる先進農家等 (2) 支援内容 研修実施に係る費用への一部助成	随時	20名	栃木県農政部経営技術課	028-623-2317	http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/index.html	6
	新規就農コンサル事業「就農指導協力員」	新規参入者等	○専門的な技術経営等に優れた知識を有する者を就農指導協力員として設置し、その協力員の指導助言により農外からの新規参入者等が早期に定着し、安定的な経営が行えるよう支援する。	—	—	栃木県農政部経営技術課	028-623-2317	http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/index.html	9
	とちぎでいちごを始めようプロジェクト事業	いちご栽培希望者(新規参入希望者)	○いちご王国とちぎの維持発展を図るため、県、市町、農業団体が一体となり、いちご栽培を目指す県外からの新規参入希望者の円滑な就農を支援する。 (1)とちぎでいちごを始めようキャンペーン事業 いちご栽培希望者(新規参入希望者)に向けた広告、HP等による募集案内や都内での就農相談会における特設ブースの設置。 (2)とちぎでいちごを始めよう推進事業 県、市町、農業団体が構成したプロジェクト推進会議によるいちご栽培体験(インターンシップ)や栽培事例の紹介の実施。	—	—	栃木県農政部経営技術課	028-623-2317	http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/index.html	1.2
	雇用就農者確保育成事業	雇用就農希望者(お試し雇用は原則45歳未満)	○就業希望者と新たな人材の受入を希望する農業法人等とのマッチングやインターンシップ等を行い、雇用就農希望を支援する。 (1)首都圏での就農相談会の開催等 広告、HP等による募集案内や都内での就農相談会における特設ブースの設置。 (2)UIJターンセミナー 人材受入希望法人の現地見学会 (3)お試し就業(インターンシップ) ・補助対象:お試し雇用の受入法人 ・雇用期間:3ヶ月以内 ・補助額:賃金129千円/月以内、通勤手当10千円/月以内(補助率10/10) ・対象要件:当該法人が新たに雇用する者(原則45歳未満)であること。お話し雇用終了後に双方の合意により雇用就農する旨の同意があること等。	—	—	栃木県農政部経営技術課	028-623-2317	http://www.pref.tochigi.lg.jp/g04/index.html	1.5
群馬県	「はばたけ!ぐんまの担い手」支援事業	・認定就農者 事業主体となりえる認定就農者は、次に掲げる要件の全てを満たしていること。 ①平成22年4月1日以降に市町村長又は知事から就農計画の認定を受けた者。 ②就農後3年度以内の者。	●新規就農者支援型 【ソフト事業】(認定就農者を含む3戸以上で実施のこと。) 支援対象:経営分析、市場調査等 補助率:50%以内 上限:15万円  【ハード事業】 支援対象:農業用施設・農業用機械、ハウス・作業舎等の修繕等(補助対象となる機械、施設は、原則、取得価格50万円未満とし、認定就農者が就農促進法第4条に規定する就農計画に即して農業経営の展開を図るのに必要なものとする。) 補助率:50%以内 上限:150万円	事業要望調査 毎年2月頃	—	農政部農政課構造改善係	027-226-3022(直通)	http://www.pref.gunma.jp	9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
	ぐんまアグリトライアルファーム	<p>【対象者】</p> <p>1 体験農園コース 農業未経験者。群馬県内において将来農業に就くことを目標としている方 ※普通自動車運転免許を保持しており、自家用車等で通園が可能な18歳～60歳程度の方</p> <p>2 入門コース 野菜等の栽培経験を持ち、近い将来に群馬県内での就農を想定している方 ※普通自動車運転免許を保持しており、自家用車等で通園が可能な18歳～54歳程度の方</p>	<p>※ 入園するには、1、2ともに書類選考あり。</p> <p>1 体験農園コース(1区画70㎡程度) 定員:10名 期間:平成27年4月から平成28年3月(25回、1年間) 内容:露地野菜の栽培方法及び作業機械の操作など、農業の基本的な知識と技術を身につける。 受講料50,000円(指導費、種苗代、教材費込み)</p> <p>2 入門コース(1区画500㎡程度) 定員:6名 期間:平成27年4月から平成28年3月(農場の利用期間は開始日(要相談)から1年間) 内容:露地野菜の栽培技術及び病害虫対策、作業機械の操作など、農業の基礎知識と技術の向上に取り組む。 なお、基本的には播種から収穫までを、自身の判断で進め、必要に応じて栽培指導を受けられる。 受講料:基本料30,000円(指導費、農業機械使用料、農業用資材代等)</p>	体験農園コース、入門コース:平成27年3月31日(火)	体験農園コース10名 入門コース6名	農政部農政課構造改善係(公財)群馬県農業公社	農政課027-226-3022(直通) 農業公社027-251-1220	群馬県 <a href="http://www.pref.gunma.jp/houdou/f0200082.html">http://www.pref.gunma.jp/houdou/f0200082.html</a> 公益財団法人群馬県農業公社 <a href="http://www.gnk.or.jp/">http://www.gnk.or.jp/</a>	2
群馬県	農業体験事業	<p>【対象者】</p> <p>将来、群馬県内での就農を考えている18歳以上で、農業体験の少ない就農希望者や就農が具体化していない就農希望者</p>	<p>就農希望者に農業体験の場を提供する。</p> <p>1 入門コース(2日間/回) 内容:週末等を利用し、受入協力農家等が管理するほ場や施設等で農作業を体験する。</p> <p>2 初級コース(7日間程度/回) 内容:受入協力農家等が管理するほ場や施設等で農作業や農村社会での生活に必要な共同作業や行事を体験する。</p>	入門コース:開催1か月～2週間前 初級コース:随時(相談窓口での相談後)	—	農政部技術支援課	027-226-3064(直通)	<a href="http://www.pref.gunma.jp/">http://www.pref.gunma.jp/</a>	1.6
群馬県	就農留学事業	<p>【対象要件】</p> <p>○研修受入農家等 ・農業経営士又は5年以上の農業経営経験を有し、研修受入体制の整っている青年農業士及び農業経営基盤強化促進法における認定農業者。第三者へ農業経営の移譲を希望する農業者(研修者に対する教育力・指導力があること)。</p> <p>○研修者 ・認定就農者で、研修終了後に群馬県内で自ら農業経営を開始する者 ○対象となる研修 ・研修計画に基づいて行う研修であること ・概ね12月(中高年齢者にあつては6月)以上の研修であり、かつ月日数の2分の1以上研修指導を受けること</p>	<p>・実践研修が必要な就農希望者を積極的に受け入れる農家・農業法人(研修受入農家等)及び研修者に対し、研修指導経費及び家賃の一部を支援する。</p> <p>研修受入農家等:研修指導経費50千円/月以内 研修者:家賃の支援30千円/月以内(青年就農給付金受給者を除く)</p>	—	予算の範囲内	農政部技術支援課	027-226-3064(直通)	<a href="http://www.pref.gunma.jp/">http://www.pref.gunma.jp/</a>	2.6
	ぐんま農業実践学校(就農準備校)	<p>【対象者】</p> <p>・群馬県内において、新たに農業を始めようとする方や、始めて間もない方で農業経営を本格的に志す方 ・全ての日程を受講できる健康な方</p>	<p>農業の基礎的な知識、技術等を習得させ、円滑な就農を支援する</p> <p>○野菜専門技術課程(70回、20名、60歳以下の方) 野菜の栽培管理技術、就農に必要な専門知識・技術の習得</p> <p>○野菜基礎技術課程(3コース:春夏野菜(平日、週末コースあり、各10回、各20名)、秋冬野菜(平日、週末コースあり、各10回、各20名)、定年帰農者コース(15回、25名、50歳以上65歳以下の方)) 露地野菜の基本的な栽培管理技術の習得</p> <p>○花き入門課程(10回、10名) 切り花、花壇苗生産の基本的な栽培管理技術の習得</p> <p>○果樹入門課程(10回、10名) 果樹の基本的な栽培管理技術の習得</p>	平成27年1月5日～2月13日(秋冬野菜コースは平成27年5月7日～6月12日)	計145名	群馬県立農林大学校	027-371-3244(代表)	<a href="http://www.gunma-iaf.ac.jp/">http://www.gunma-iaf.ac.jp/</a>	2

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
埼玉県	明日の農業担い手育成塾推進事業	原則として以下の要件を満たす者 (詳細な要件については各塾にお問い合わせください) ・実施主体が定める地域内で定住し、新しく農業経営を始めようとする意欲的な者 ・農業大学卒業程度の農業技術を有する者 ・就農時の年齢が64歳以下の者	研修期間:原則として2年 研修内容:就農希望地の研修用地や受入農家における実践研修。研修終了後に研修生への利用権設定を支援。	各塾へお問い合わせください	—	農業支援課	048-830-4051	http://www.pref.saitama.lg.jp/page/ninaitejuku.html	2
	①見沼たんぼ就農予備校 ②農林公園就農予備校	①・② 以下の条件を全て満たす者 ・受付開始時18歳以上64歳以下の新たに農業を目指す者 ・研修会場へ自家用自動車を通える者 受講期間 ①1月下旬から1年間 ②7月下旬から1年間 受講料 ①・② 入門40,000円、初級60,000円、中級100,000円 講習日 ①・② 月1回程度の休日に開催	①公社の保有する農地等を利用して、受講生の栽培技術に応じて、入門100㎡、初級200㎡、中級1,000㎡の農地で露地野菜の基礎及び実践的研修を習得する。 ②埼玉県農林公園周辺の農地を活用して、受講生の栽培技術に応じて、入門100㎡、200㎡、中級1,000㎡の農地で露地野菜の基礎及び実践研修を習得する。	①10月上旬から11月下旬 ②4月上旬から5月下旬	①50人 ②20人	公益社団法人埼玉県農林公社 青年農業者育成担当	048-558-3555	http://www.sainourin.or.jp/seinen/	2.8
	明日の農業担い手育成塾 公社塾	主な条件 ・県内に定住し新しく農業を始めようとする意欲的な者 ・申込時の年齢が18歳以上64歳以下の者で日本国籍を有する者 ・先進的農業経営体において1年以上の実地研修を終了した者 ・研修終了後に就農予定市町村に住居を移転できる者	○研修用農地の確保 ・原則として30aを確保する ○現地支援農家の設置 ・栽培技術等農村生活での支援を受ける ○巡回指導 ・公社、農林振興センター、市町村や農業委員会等の関係機関が連携して指導する ○研修期間 ・原則として2年間	—	—	公益社団法人埼玉県農林公社 青年農業者育成担当	048-558-3555	http://www.sainourin.or.jp/seinen/	2
千葉県	ちば新農業人サポート事業	千葉県内での就農を目指す者、高校生、就農5年目までの新規参入者等	農業という仕事を志す者(新農業人:非農家の就農希望者や農家の後継者等)がしっかりした農業技術と営農計画を身につけ、地域農業を担う担い手として就農できるよう、関係機関・団体が一体となり支援する。	—	—	農林水産部担い手支援課	043-223-2904	—	1.2
	新農業人・実践農場研修モデル事業	千葉県内での就農を目指す者(基礎研修修了者)	新規就農希望者に対し、関係機関・団体等が連携して空き農地や空きハウス等を利用して研修農場を設け、当該地域での実践的な研修を実施するとともに、農地の紹介や販路確保など、就農に向けた一連の支援体制を整備する。	—	—	農林水産部担い手支援課	043-223-2904	—	1.2
	プロ農家育成インターンシップ事業	千葉県内での就農を目指す者(一定の農業技術習得者等)	新規就農希望者が研修先を容易に探せるように、新規就農希望者を研修生として受け入れて実践的な指導と就農支援を行う県内農家(指導農業士等)を登録する制度。この登録農家を活用して農業事務所が県内就農希望者の研修をコーディネートする場合、研修生を受け入れる農家に対して、研修に係る報償費を支払う。	—	—	農林水産部担い手支援課	043-223-2904	—	2.6
	農業研修科の研修	千葉県内での就農を目指す者	①「就農準備講座」土曜日を利用して基礎的な農業知識の習得と農作業を体験する。 ②「農業者養成研修」本格的な就農を目指す方のための平日に行う3カ月、6カ月、12カ月の研修。 ③「就農実践研修」就農を目前に控えた方が、農業経営技術を習得するため、栽培から販売まで1年間の実践研修を行う。	①平成27年3月16日～4月3日、平成27年7月27日～8月7日 ②平成27年1月19日～2月6日、平成27年6月8日～7月3日	—	千葉県立農業大学校	0475-52-5140	http://www.pref.chiba.lg.jp/noudai/	2

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
東京都	フレッシュ&Uターン農業後継者セミナー	東京都内の新規就農者及び農業後継者	農業技術・経営に関する基礎的及び実践的知識を習得するための研修 ○研修期間 2箇年間(平成28年4月～平成30年3月) ○受講料 15,000円	平成27年11月～平成28年3月	100名	産業労働局農林水産部農業振興課	03-5320-4835	-	2
	就農のための技術研修助成	東京都内の就農が期待できる者 研修受講において区市町村長の推薦を受けた者	(1)公的研究機関及び先進経営体での研修 新規就農者が農業経営を開始するにあたり、技術の習得のために受講する研修 研修期間6カ月以上3年以内 研修費用の一部助成(年間上限10万円) ○交通費 10分の2 ○授業料住居賃貸料等 3分の2 ○教材費(月3,000円) (2)島しょ地域の研修施設での研修 助成対象期間は研修開始後3年以内 研修費用の一部助成(年間上限15万円) ○研修に必要な資材、住居賃貸料等の費用 ○交通費(月2,000円)	随時	予算の範囲内	公益財団法人東京都農林水産振興財団農業振興課	042-528-1357	http://www.tokyo-aff.or.jp/	3
	短期農業体験研修	東京都内で就農を希望する者	就農を希望しているが、農業経験のない方、あまりない方を対象に農業体験をとおして、自分が農業に向いているか検証するとともに、東京の農業について理解を深めてもらうための短期研修(3日間程度)を行う。	不定期	若干名	公益財団法人東京都農林水産振興財団農業振興課	042-528-1357	http://www.tokyo-aff.or.jp/	2
神奈川県	ワンストップ窓口による就農相談	神奈川県内で新規就農を目指す方	かながわ農業アカデミーにて技術取得、農地確保及び資金確保等に関する就農相談を行う。	随時	-	かながわ農業アカデミー就農企業参入課	046-238-5274(代)	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7220/p10655.html	1
	新規就農者育成研修 自家実践コース	神奈川県内で農業を始めたいと考えている、もしくは始めて3年以内で、合計1,000平方メートル(10a)以上の農地を耕作若しくは所有する自家が農家で、Uターンや定年帰農等をめざす方、若しくは就農後概ね3年以内の方	○農業及び野菜栽培に関する基礎的講義及び農作業実習 ○自家で取り組む課題研修 ○火曜日を中心に25回	前年度の2月	25名程度	かながわ農業アカデミー就農企業参入課	046-238-5274(代)	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7220/p10655.html	2
	新規就農者育成研修 農業体験コース	農業に関心があり、神奈川県内で将来就農することを検討している方	神奈川県の農業概要と農業施策等の座学と、農作業実習(野菜)等を通して農業の魅力と現状を理解・体験する3日間の研修	年3回 6月、9月、11月 開催(募集期間は前月20日まで)	15名程度	かながわ農業アカデミー就農企業参入課	046-238-5274(代)	http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f7220/p10655.html	2
山梨県	ワンストップ窓口による就農相談	○山梨県内での就農及び、県内農業法人への就業を希望する者	○就農相談の実施 県外就農相談会 7回:新農業人フェア(東京)、甲斐適生活相談会(東京、横浜) 県内就農相談会 6回:就農相談会(甲府市、笛吹市、甲州市、南アルプス市)  ○就農相談の内容 ①就農までの手順 ②技術取得と研修先の紹介 ③農地・住宅の確保と情報の提供 ④就農受入支援先の紹介 ⑤農業法人等への就職と求人 ⑥就農支援資金や就農給付金等、就農支援情報の提供  ○相談の方法 ・就農相談会、公社での、電話、メール、郵便	-	-	山梨県農業振興公社・山梨県就農支援センター	055-223-5747	http://www.y-nk.jp/	1

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
山梨県	就農定着支援制度推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基礎的知識・技術を有し、就農に対し強い意欲を持ち、研修終了後、本県へ就農することが確実と見込まれる者</li> <li>○普通自動車免許等を有する方(研修開始までに取得する見込みの者を含む)</li> <li>○研修期間中は傷害保険に加入すること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業内容 研修生が就農に向け、アグリマスター(県が委嘱した篤農家)のもとで栽培技術、農業経営管理手法等の研修を実施する際に支援</li> <li>○助成額 アグリマスター(報償費):50千円/月 研修生(研修費):50千円/月 (※青年就農給付金を活用する場合、1,500千円/年)</li> <li>○補助率 定額</li> <li>○研修期間 1年以内(研修は年間150日以上)</li> </ul>	毎年4月 (状況によっては年度途中も可)	果樹栽培を希望する者を中心に30名	担い手対策室	055-223-1621	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html</a>	2,3,6
	有機農業協力隊推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○有機農業(野菜)に取り組む者</li> <li>○三大都市圏等から山梨県内への移住</li> <li>○全国の条件不利地域を有さない市町村から、山梨県内の条件不利地への移住</li> <li>※移住は住民票の移動</li> <li>○普通自動車免許等を有する者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業内容 県は公募により支援機関を決定し、支援期間に有機農業協力隊員の募集・選考、農業活動の指導・支援や生活支援等を委託する。</li> <li>○助成内容 支援機関への委託費 1,175千円/年 農業協力隊活動報償費 166千円/月、住居費 43千円</li> <li>○補助率 定額</li> <li>○実施期間 19ヶ月間(H29.3.31まで)</li> </ul>	支援機関決定後 H27年度は8/12~	H27年度5名	農業技術課	055-223-1618	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-git/yuuki/yuukikyokukaitaikanh27kettei.html">http://www.pref.yamanashi.jp/nougyo-git/yuuki/yuukikyokukaitaikanh27kettei.html</a>	9
	ニューファーマー定着支援事業 ①ニューファーマー支援情報提供事業 ②ニューファーマー定着支援モデル事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①山梨県内への就農希望者、新規就農者</li> <li>②新規に農業経営を開始する新規就農者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業内容</li> <li>①遊休施設や農業用機械の情報を収集し、情報の一元管理を行い新規就農者への情報提供を図る。</li> <li>②産地として新規就農者を育成するため、後継者のいない農業経営基盤を活用して、農業協同組合や農業生産法人がモデル農園を設置に對し必要となる経費に助成</li> </ul>	—	—	担い手対策室	055-223-1621	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html</a>	9
	農家子弟Uターン就農推進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○平成27年1月1日以降に、山梨県外から移住し、親族が経営する農業経営体に就農した者</li> <li>○就農時に55歳未満の者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県外に居住する農家子弟が、親族の農業経営体に就農し、将来的にその経営体を継承し、その地域への定住を促進させるため、Uターン就農を支援。</li> <li>○給付額 1,500千円/年</li> <li>○給付期間 最長2年間</li> </ul>	毎年4月 (状況によっては年度途中も可)	10名	担い手対策室	055-223-1621	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html</a>	9
	アグリマスター研修制度支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>①山梨県内への就農希望者、新規就農者</li> <li>②新規に農業経営を開始する新規就農者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○事業内容 アグリマスターで構成する研修生支援グループが、新規就農者育成のために研修を実施するほ場の確保や、条件整備に必要な経費の支援</li> <li>○補助額 1,000千円(定額)</li> </ul>	—	—	担い手対策室	055-223-1621	<a href="http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html">http://www.pref.yamanashi.jp/ninaite/index.html</a>	6
長野県	先進的経営体等における研修費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内長期研修 1 次のいずれかに該当し6カ月以上継続して研修を行う者 (1)県内就農後5年以内の概ね40歳未満の農業後継者で理事長が別に定める者 (2)認定就農者であって研修終了後、概ね1年以内に県内に就農が見込まれる者</li> <li>2 3年間以上営農を継続することが見込まれる者</li> <li>3 過去に本基金の同助成を受けたことがない者</li> <li>4 新規就農総合支援事業の給付対象者でない者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>助成額:月額4万円以内</li> <li>助成期間:1年間</li> </ul>	H27年4月からH28年1月	25人程度	長野県農業担い手育成基金	026-231-6222	<a href="http://www.nagano-ninaite.or.jp">http://www.nagano-ninaite.or.jp</a>	3

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
長野県	住居費の助成	1 認定就農者 2 就農後、当面の間、賃貸住宅に居住する者 3 営農拠点へ通勤可能な者 4 就農後、6カ月以内に申請した者 5 過去に本資金の同助成を受けたことがない者 6 新規就農総合支援事業の対象者でない者	助成額：月額10,000円以内 助成期間：2年間	H27年4月からH28年1月	20人程度	長野県農業担い手育成基金	026-231-6222	http://www.nagano-ninaite.or.jp	8
	農地賃借料の助成	1 認定就農者 2 農業経営基盤強化促進法に基づき3年以上利用権設定した者 3 就農後2年以内に申請した者 4 過去に本資金の同助成を受けたことがない者 5 新規就農総合支援事業の対象者でない者	助成額：年額85,000円以内 助成期間：2年間	H27年4月からH28年1月	6人程度	長野県農業担い手育成基金	026-231-6222	http://www.nagano-ninaite.or.jp	7
	新規就農里親活動支援事業	支援対象者：県知事の承認を受けた里親農業者 条件：長野県で就農する意欲の高い研修生を概ね2年間受け入れること	県の登録を受けた里親農業者が里親研修生(就農希望者)を受け入れ、農作物の栽培管理技術等の修得のための実務研修や就農に必要な農地等の確保支援、就農後の相談等を行う一連の活動のうち、就農前の実務研修に対して謝金を交付する。 謝金の額：月額43千円(県が29千円、研修生が14千円) 対象期間：最初の1年間	4月から予算終了まで随時	概ね50名	長野県農村振興課	026-235-7243	http://www.pref.nagano.lg.jp/nousei/nousei/ninaite/sinkitop.htm	6
静岡県	がんばる新農業人支援事業(新人材育成タイプ・地域受入型)	以下の条件を全て満たす者 ・非農家又は第二種兼業農家出身者 ・概ね45歳未満 ・研修した地域で就農できる者	県内への新規就農を希望する者に、農業技術や経営のノウハウを習得するための実践的な研修を実施 研修場所：県内8JA管内の農家 研修期間：1年間 研修受入地域助成：50万円/人	1次 H27/4/13～ H27/6/30 2次 H27/9/1～ H27/10/23	がんばる合計で30人	静岡県経済産業部農林業局農業振興課 ※静岡県農業振興公社へ委託	054-221-2754(県) 054-250-8991(公社)	http://www.shizuoka-nk.or.jp	2.6
	がんばる新農業人支援事業(新人材育成タイプ・法人等受入型)	以下の条件を全て満たす者 ・非農家又は第二種兼業農家出身者 ・概ね45歳未満 ・研修した地域で就農できる者	県内への新規就農を希望する者に、農業技術や経営のノウハウを習得するための実践的な研修を実施 研修場所：農業法人等 研修期間：1年間 研修受入法人等助成：50万円/人	H27/4/13～ H28/1/31	がんばる合計で30人	静岡県経済産業部農林業局農業振興課 ※静岡県農業振興公社へ委託	054-221-2754(県) 054-250-8991(公社)	http://www.shizuoka-nk.or.jp	2.6
	がんばる新農業人支援事業(後継者強化タイプ)	以下の条件を全て満たす者 ・兼業農家出身者 ・概ね45歳未満 ・新作目、加工、販売等の新規部門で自家経営に就農する者	県内への新規就農を希望する者に、新規作目の生産技術、加工、販売等の経営のノウハウを習得するための実践的な研修を実施 研修場所：農業法人等 研修期間：1年間 研修受入法人等助成：50万円/人	H27/4/13～ H28/1/31	がんばる合計で30人	静岡県経済産業部農林業局農業振興課 ※静岡県農業振興公社へ委託	054-221-2754(県) 054-250-8991(公社)	http://www.shizuoka-nk.or.jp	2.6
	働きながら学ぶ就農実践研修事業	・職業として農業に関心があり、静岡県内で農業への就業を希望している者 ・義務教育が修了している者	県内で農業への就業を希望する者に、短期間の農業体験を実施 ・研修場所：農業法人等 ・体験期間：1研修先当たり3日以上7日まで(複数個所での研修可能) ・受入農業法人等への助成：1万円/日・人	H28/1/31まで(先着順)	100	静岡県経済産業部農林業局農業振興課	054-221-2754	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320	2.6

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
静岡県	離転職者訓練農業科	以下の条件を全て満たす者 ・ハローワークへ求職申請しており、就職のために訓練の受講が必要であると認められた者 ・就農意欲が高く、訓練修了が見込まれる者 ・「農業科ガイダンス」に参加した者	農業生産法人への就職や新たに農業経営を目指す者を対象に職業訓練を実施 訓練場所: 静岡県立農林大学校 訓練期間: 8ヶ月間 受講料: 無料(テキスト代等別途負担)	H27/3/9 ～ H27/4/17	22	静岡県立浜松技術専門学校(浜松テクノカレッジ)訓練課	053-462-5602	—	2
	離転職者訓練農業技術実践科	以下の条件を全て満たす者 ・ハローワークへ求職申請しており、就職のために訓練の受講が必要であると認められた者 ・就農意欲が高く、訓練修了が見込まれる者	農業生産法人への就職や新たに農業経営を目指す者を対象に職業訓練を実施 訓練場所: 藤枝市内 訓練期間: 8ヶ月間 受講料: 無料(テキスト代等別途負担)	H27/4/27 ～ H27/5/8	20	静岡県立清水技術専門学校(浜松テクノカレッジ)訓練課	054-345-3098	—	2
	静岡アグリ実践大学(栽培基礎講座)	以下の条件を全て満たす者 ・静岡県内での就農を目指す者 ・平成27年4月1日時点で63歳以下 ・農地の確保が可能 ・全ての講座に出席できる者	県内への就農希望者を対象に、農業の基礎的な技術等の習得を図る。 講座内容: 露地野菜コース、施設野菜コース 講座回数: 全18回 受講料: 無料(テキスト代等別途負担)	H26/3/3 ～ H26/4/2	15	静岡県立農林大学校教務課研修班	0538-36-1561	—	2
	就農応援プロジェクト	独立就農希望者や農業法人への就職希望者	セミナーや現地ツアー、就農相談会を開催し、農業観の醸成や就業への理解を促し、就農へのミスマッチを解消する。 (1) 開催時期 ・就農応援セミナー・就農相談会: H27/6/14、H27/10/4 ・就農応援現地ツアー: H27/6/20,21、H27/10/17,18 ・就農応援マッチング(就職相談会): H27/10/4 (2) 開催内容 就農応援セミナー: 農業の魅力、就農の心構え、県や国の就農支援策の紹介などの講義 就農応援現地ツアー: 農業体験や研修を受け入れている農業法人等や新規就農者の現地視察 就農応援マッチング(就職相談会): 雇用計画のある農業法人等の面談、各種就職相談	・就農応援セミナー・就農相談会: H27/6/10、H27/9/30 ・就農応援現地ツアー: H27/6/15、H27/10/13 ・就農応援マッチング(農業法人等のエントリー): H27/9/18	セミナー: 各回60名程度 現地ツアー: 各回35名程度	静岡県経済産業部 農林業局 農業振興課	054-221-2754	<a href="http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320">http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-320</a>	1

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
新潟県	新規就農・就業チャレンジフェア	新規就農希望者	新規就農者の体験発表(8月、11月のみ)、就農相談会、農業法人個別ブースでの求人説明会 【開催時期】6月27日(土)、8月1日(土)、11月8日(日)、2月20日(土)	随時	—	新潟県農林水産部経営普及課、新潟県農業会議、新潟県青年農業者等育成センター	025-280-5300	http://www.pref.niigata.lg.jp/ http://www.n-ikusei.jp/soudankai/	1
	就農相談・受入対策事業(農業体験研修)	体験・研修希望者(満18歳以上の者)	農業体験・研修受入先とのマッチングおよび研修実施への支援 【体験・研修内容】 ①農業・農村体験コース(6日以内) ②短期農業体験コース(1週間～1カ月未満) ③中期農業研修コース(1カ月～3カ月未満) ④長期農業研修コース(3カ月～1年未満) ⑤独立就農支援コース(原則1年以上)	随時	—	新潟県青年農業者等育成センター	025-281-3480	http://www.n-ikusei.jp/	2
	就農相談・受入対策事業(農業体験研修)	体験・研修受入農家	体験・研修受入の謝金(新潟県青年農業者等育成センターが定める所定の金額を謝礼として支払う。)	随時	—	新潟県青年農業者等育成センター	025-281-3480	http://www.n-ikusei.jp/	6
	就農アカデミー	U・I・Jターン等により、新たに県内に就農を希望する人及び就農間もない人又は農業法人への就職を考えている人(概ね18～65歳)	【開催時期】 4月～2月・11回程度 【受講内容】 ・専攻科目: 稲作、野菜、果樹、花き ・共通科目: 専攻別講義 ・選択科目: 農業経営、農業機械、パソコン簿記、先進事例等視察	平成27年度は既に終了。	・稲作20人 ・野菜15人 ・果樹10人 ・花き5人(計50人)	新潟県農業大学校(研修センター)	0256-72-8547	http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyodai/1343599229862.html	2
	就農実践コース	U・I・Jターン等により新たに県内に就農や法人就業を希望する者等で、1年を通して就学・ほ場管理が可能な人	【開催時期】 4月～3月 【受講内容】 ・農業経営の基礎的知識や実践的技術の習得 ・受講専攻 稲作、野菜	平成27年度は既に終了。	各専攻6人程度(全体で10～15人程度)	新潟県農業大学校(研修センター)	0256-72-8547	http://www.pref.niigata.lg.jp/nogyodai/1343599229862.html	2
	インターンシップ研修	高校生	【開催時期】 7月下旬～8月 【研修内容】 ・場所:指導農業士、農村地域生活アドバイザー等 ・内容:先進的農業経営での農業体験 ・その他:傷害保険は個人加入	—	—	新潟県農林水産部経営普及課	025-280-5300	—	2
	インターンシップ研修	大学生、専門学生	【開催時期】 通年 【研修内容】 ・場所:指導農業士、農村地域生活アドバイザー等 ・内容:先進的農業経営での農業体験 ・その他:傷害保険は個人加入	—	—	新潟県農林水産部経営普及課	025-280-5300	—	2
	インターンシップ研修	指導農業士、農村地域生活アドバイザー等	研修受け入れの謝金として研修経費の一部を助成。 (日帰りで1日当たり1,000円、宿泊を伴う場合は1日当たり2,000円)	—	—	新潟県農林水産部経営普及課	025-280-5300	—	6
	地域の担い手受入体制づくり事業	市町村又は協議会(市町村が構成機関となっているものに限る)、農業法人、NPO法人、農業者の組織する団体、農業担い手公社等	・就農希望者の居住環境の整備(空き家等の改修) ・就農希望者の確保、定着推進活動(募集、貸与、機械の修繕等)	事業主体の計画による	同左	新潟県農林水産部経営普及課	025-280-5300	—	9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
新潟県	ニュー農業研修塾	農業従事青年及び就農候補者等 (15歳からおおむね40歳まで)	【研修内容】 農業従事青年及び就農候補者等の 実践的な技術習得等を図るため、 地域の指導農業士等を塾長として 研修を実施  【研修経費】 無 料	—	—	新潟県農 林水産部 経営普及 課	025-280- 5300	http://www .pref.niigata .lg.jp/keieif ukyu/1214 327377961. html	2
	新潟県農林水産業総合振興事業(新規 就農者資本設備支援)	45歳以下の認定就農者及び認定新 規就農者	【資本設備支援:機械・施設整備をす る場合の補助】 リースの事業主体は「農業協同組 合、第3セクター、民間リース会社」 ○事業費:1,000千円～9,000千円以 内 ○補助率 □新規参入者 ・機械整備:5/10以内 ・施設整備:5/10以内 □農家出身者 ・機械整備:1/3以内 ・施設整備:5/10以内うち機械1/ 3以内	—	—	新潟県農 林水産部 経営普及 課	025-280- 5299	http://www .pref.niigata .lg.jp/chiiki nosei/1239 825711339. html	4
	新潟県農林水産業総合振興事業(新規 就農者就農円滑化支援)	54歳以下の認定就農者及び認定新 規就農者	【利用権設定促進:農地を借りる場合 の地代の補助】 ○上限面積 田5ha、畑3ha、ハウス用地30a※ (※ハウス用地は新規参入者のみ の助成とする) ○補助率:5/10以内 なお、賃借権の存続期間の借地料 の全額を一括して支払う場合、以下 の期間を限度として必要な資金を一 括助成 □新規参入者(45歳以下)…5カ年 分 □新規参入者(46歳以上～54歳以 下)…3カ年分 □農家出身者(54歳以下)…3カ年 分	—	—	新潟県農 林水産部 経営普及 課	025-280- 5299	http://www .pref.niigata .lg.jp/chiiki nosei/1239 825711339. html	4
	新規参入者経営安定資金	認定就農者及び認定新規就農者 (新規参入者)で経営開始後3年以 内の者	農業経営を安定させるために必要 な経営・生活資金 (家賃、種苗費、肥料農薬費、農業 資材費等) ・貸付条件:無利子 ・償還期間(据置期間):12年以内 (うち据置期間7年以内) ・貸付限度額:360万円	—	—	新潟県農 林水産部 経営普及 課	025-280- 5301	http://www .pref.niigata .lg.jp/keieif ukyu/1204 823732905. html	9
	新規就農者の経営安定化に向けたフォ ローアップ	新たに自らの経営を開始した新規 就農者	1 フォローアップ研修 コスト低減や販売管理能力の向上 に向けた研修の実施。  2 経営管理指導 複式簿記や原価計算等の指導、 専門家の活用による支援。	—	—	新潟県農 林水産部 経営普及 課	025-280- 5300	http://www .pref.niigata .lg.jp/keieif ukyu/1214 327377961. html	9
	新規就農者確保定着対策事業	新規就農者、新規就農者を雇用し た農業法人等、市町村等	1 交流の場づくり ①新規就農者同士及び先輩就農者 との交流会 ②新規参入者研修会  2 実践的な研修の実施 ①機械操作技術研修 ②機械整備研修 ③商品企画研修  3 雇用主経営管理研修の実施 農業における労務管理等の基礎知 識の習得、及び雇用に関する情報 提供等。	—	—	新潟県農 林水産部 経営普及 課	025-280- 5300	http://www .pref.niigata .lg.jp/keieif ukyu/1348 696867444. html	2,9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
石川県	いしかわ耕稼塾	【対象】 ・予科、本科、実践科：県内で就農を希望する者 ・専科：県内で就農を希望し、基礎的な農業知識・技術を習得している者	・学ぼうコース：エダマメ、コマツナ等の栽培管理、収穫作業体験 ・予科：週1回の圃場実習で、就農に必要な基礎知識・技術を習得 ・本科：毎日の圃場実習と週1回の座学で、就農に必要な基礎知識・技術を習得 ・実践科：農家での実践的な研修と週1回の座学で、就農に必要な基礎知識・技術を習得 ・専科：一定規模の圃場を自分で管理し、生産から販売までを実践的に行う	27年度の募集は終了	—	(公財)いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621	http://www.inz.or.jp/	2,9
	農業インターンシップ	【対象】 ・能登地区で就農を希望する者	・奥能登地域での先進農家、法人における農業体験 事前研修：6～8月中の10日程度 本研修：6～12月の3～6ヶ月程度	27年度の募集は終了	—	(公財)いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621	http://www.inz.or.jp/	1,2,3,6
	農林漁業就業相談会、農林漁業事業者による合同面談会	【対象】 農林漁業への就業に関心のある者	・農林漁業への就業に関する個別の相談会 ・農林漁業の事業者が集まり、各会社の説明や農林漁業への就業に関する相談を行う	開催の都度案内	—	(公財)いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621	http://www.inz.or.jp/	1,6,9
	いしかわの農業法人見学会	・農業経験は問わないが、農業に興味のある方や就農意欲の方(概ね40歳未満の方)	農業法人で働くことの魅力を感じてもらうため、実際の農業現場で農作業などを体験・見学 【加賀コース】 平成27年10月10日(土) 【能登コース】 平成27年10月17日(土)	締切：平成27年10月2日(金)	各コース15名程度	いしかわ農業総合支援機構	076-225-7621	http://www.inz.or.jp/	1,9
富山県	就農準備研修事業	青年等就農ビジョン認定者	新規就農希望者が先進農家等で技術修得等を目的とした実践的研修を行う際、研修にかかる費用(受入農家への謝金、研修生の傷害保険)を支給する。  <助成額上限> 研修謝金月額30,000円 傷害保険年額18,000円 <補助率> 県1/2以内、市町村1/2以上 <支援期間> ・青年(18歳以上45歳未満) 1年以上2年以内	随時	15人	農林水産部農業経営課	076-444-3266	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1611/index.html	2,6
	新規担い手規模拡大支援事業	認定新規就農者	新規就農希望者が自らの経営を開始しようとするときに、農業機械及び農業施設の円滑な整備を支援する。  <標準事業費> ・主穀作等非施設型経営：15,000千円 ・施設園芸等施設型経営：20,000千円 <補助率> ・県1/3以内、市町村1/6以上 ・経営体育成支援事業(国)への申請を義務付けし、採択時は当該補助金額を減じて交付	—	—	農林水産部農業経営課	076-444-3266	http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1611/index.html	4
	とやま農業未来カレッジ事業(通年研修) (公益社団法人富山県農林水産公社)	・富山県内で就農を希望し、卒業後に45歳未満の者	座学講義、作物実習、機械演習等を体系的に組合せ、1年で本県の気候・地質などの営農条件に即した農業の基礎を修得できる研修を実施。 <研修場所> とやま農業未来カレッジ本校舎等 <研修期間> 1年間(平成27年4月～平成28年3月) <受講料> 年額118,800円(予定) ※別に教科書代等の実費負担あり	(H28年度研修) 平成27年8月24日～12月11日	15人(最大20人程度)	とやま農業未来カレッジ	076-461-3180	http://taff.or.jp/nou/nougouyou-top.html	2
	とやま農業未来カレッジ事業(短期研修) (公益社団法人富山県農林水産公社)	・近年就農した青年等(法人の従業員を含む)	水稲・大麦・大豆や野菜を主体に、植物生理・土壌肥料・病害虫防除、栽培管理技術、農業経営などの座学研修を実施。 <研修場所> とやま農業未来カレッジ本校舎 <研修期間> 平成28年1～2月(15日程度) <受講料> 無料	平成27年秋予定	20人程度	とやま農業未来カレッジ	076-461-3180	http://taff.or.jp/nou/nougouyou-top.html	2
	とやま農林漁業就業支援相談会 (公益社団法人富山県農林水産公社)	農林漁業の就業に関心のある者	・就業、体験、求人などに関する相談会 ・1月及び12月を除く各月1回開催(主に第2火曜日)	—	—	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	1

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
富山県	とやま農林漁業就業支援フェア (公益社団法人富山県農林水産公社)	農林漁業の就業に関心のある者	・専門相談員による就業、体験、求人など各種情報に関する相談会 ・農業法人等のブースも出展 ・開催日(平成28年1月24日開催)	—	—	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	1
	青年農業者等育成センター事業 ・就農啓発研修 (公益社団法人富山県農林水産公社)	高校2、3年生(学校長の推薦を受けたもの)	<コース> 希望作目に応じたコース <研修場所> 先進農家、農業法人 <内容> ・ファームステイによる体験研修(10日間) ・集合研修(10月29～30日の2日間)  <助成等> 受講者の傷害保険及び受入農家への謝金(30,000円)は公社負担	6月～9月	20人	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	2,6
	青年農業者等育成センター事業(先進農家実習) ・農業体験研修(社会人等) (公益社団法人富山県農林水産公社)	大学生、社会人 ・就農意欲の高い者、もしくは今後、就農が見込まれる者	<研修場所> 先進農家等 <内容> ・希望作物(米、野菜、果樹、花き、畜産等)に合った先進農家等での農業体験 <研修期間> 5日～30日間  <助成等> 受講者の傷害保険及び受入農家への謝金(研修期間により10、15、20、30千円の4段階に区分)は公社負担	随時	20人	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	2,6
	新規就農者等定着化促進対策事業 (公益社団法人富山県農林水産公社)	就農希望者等を研修生として受入指導する経営者	研修生受入の宿泊施設等整備 ・事業費の2分の1以内または1,200千円のいずれか低い方の額を助成	—	—	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	6
	青年農業者育成基金事業 就農奨励金 (公益社団法人富山県農林水産公社)	県内において新規に就農した年齢35歳以下の者	県内において新規に就農した年齢35歳以下の者で、次の各号のいずれかに該当する者に、就農奨励金を支給する ア 自らの経営を開始し、又は親の経営に参画して将来一定水準以上の農業経営に従事することが見込まれる者 イ 農業法人の従業員として就農した者で、経営主と雇用契約を締結し、かつ、地域農業に貢献すると認められる者 ウ 富山県青年農業者又は認定農業者との結婚後5年以内で、一定水準以上の農業経営に従事し、次のいずれかの要件に該当する者 (ア) 法人の役員として農業経営に参画している者 (イ) 家族協定に基づき農業経営に参画している者 1人当たり 30千円	—	—	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	9
	青年農業者育成基金事業 青年農業者経営安定対策事業 (公益社団法人富山県農林水産公社)	概ね45歳までの青年農業者	青年農業者の資質向上を図るための活動に対し、助成する ・先進技術取得支援 50千円以内 1.資格取得タイプ 2.研修参加タイプ 3.研修企画・イベント参加タイプ ・先進技術体系導入支援 100千円以内	—	—	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	3,9
	農業機械研修センター管理運営事業 農業機械初心者研修 (公益社団法人富山県農林水産公社)	農業機械初心者	新規就農者等の農業機械初心者に対するトラクター等の安全技能・簡易な点検整備技術の習得を支援  <研修期間> 研修内容に応じて1～3日間	随時	10名程度	農業部農業機械研修センター	076-465-4424	http://taff.or.jp/	2
	畜産担い手ナビゲート事業 (公益社団法人富山県農林水産公社)	新規就農希望者(畜産)	希望に応じた先進農家等での実践技術研修の実施 <研修場所> 担い手育成ファーム(認定登録先進農家等30経営体から選択) <研修期間> 3ヶ月程度(受講者の条件や希望により調整可能) <助成等> 受入農家等へ(60千円/月)の謝金	随時	—	農業部農業担い手育成課	076-441-7396	http://taff.or.jp/	2,6

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
福井県	新規就農者支援事業(新規就農者研修支援事業) (1)受入農家等支援報償費	研修生要件 (1)研修開始時の年齢が45歳以上60歳未満 (2)里親農家(トレーニングファーム含む)研修期間中の者 (3)農業で自立しようとする意欲が旺盛な者 (4)農業や農業経営に関する実践的な研修が必要と認められる者  受入農家要件 (1)福井県知事が認定した里親農家	対象:研修生を受け入れる里親農家 報償費:研修生1人当たり月額4万円以内 期間:6か月以上1か年以内	—	—	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html	6
	新規就農者支援事業(新規就農者研修支援事業) (2)研修奨励金	対象者要件 (1)本県での研修を受けるため、県外から本県に移り住む者 (2)研修後、県内での就農が確実な者 (3)就農予定時の年齢が60歳未満の者 (4)里親農家およびふくい園芸カレッジ新規就農コースの研修の実施を認められた者	支援額:50千円/月 期間:里親報償費の支給期間内、または、就農コースでの研修期間内(最長2年間)	—	—	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html	3
	新規就農者支援事業(新規就農者研修支援事業) (3)県単就農給付金(準備型)	対象者要件 (1)本県での研修を受けるため、県外から本県に移り住む者 (2)研修後、県内での就農が確実な者 (3)就農予定時の年齢が45歳以上60歳未満の者 (4)ふくい園芸カレッジ新規就農コースの研修の実施を認められた者	支援額:75千円/月 期間:就農コースでの研修期間内(最長2年間)	—	—	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html	3
	新規就農者支援事業(新規就農者経営支援事業) (1)就農奨励金	対象者 (1)福井県知事または市町長が認定した認定就農者 (2)農業専業経営を实践する意欲と能力を有している者(法人等への就業は対象外) (3)非農家出身者、農業経営が不安定な兼業農家出身者または規模拡大を図ろうとする専業農家出身者 (4)「人・農地プラン」において「今後の地域の中心となる経営体」に位置付けられていること (5)就農時の年齢が45歳以上60歳未満	補助額 (1)非農家出身者 1年目:15万円/月×12か月 2年目:10万円/月×12か月 3年目:5万円/月×12か月 (2)兼業農家出身者 1年目:15万円/月×12か月 (3)専業農家出身者 1年目:5万円/月×12か月	—	—	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html	4
	新規就農者支援事業(新規就農者経営支援事業) (2)小農具等整備奨励金	対象者 (1)福井県知事または市町長が認定した認定就農者 (2)農業専業経営を实践する意欲と能力を有している者(法人等への就業は対象外) (3)非農家出身者 (4)「人・農地プラン」において「今後の地域の中心となる経営体」に位置付けられていること (5)就農時の年齢が60歳未満	補助額 小農具等の購入費の1/2以内の額。ただし、農具等の事業費は50万円を限度とする。(1回のみ)	—	—	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html	4
	新規就農者支援事業(新規就農者住宅確保支援事業)	対象者 (1)福井県知事または市町長が認定した認定就農者 (2)県外出身者 (3)就農時の年齢が45歳以上60歳未満	補助額 月額家賃の1/2相当以内。ただし53千円を限度とする。 期間 3か年以内	—	—	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html	8

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
福井県	新規就農者支援事業(新規就農者融資主体型補助事業)	<p>対象者</p> <p>①経営体育成支援事業活用型 福井県知事または市町長が認定した認定就農者。ただし、経営開始から5年以内の者に限る。 その他、国の融資主体補助型経営体育成支援事業による。</p> <p>②県単施設等整備型 当該年度の経営体育成支援事業の事業対象とならなかった者で、福井県知事または市町長が認定した認定就農者。ただし、経営開始から5年以内の者に限る。</p>	<p>補助額</p> <p>①補助対象事業費の1/6以内で、かつ国費助成額以下の額、および市町が独自に補助する額と同額以下。ただし、市町は補助対象事業費の1/8以上を補助する。補助対象事業費は1千万円を上限とする。</p> <p>②補助対象事業費の3分の1以内であり、かつ、融資額と同額以下で、市町が独自に補助する額と同額以下。ただし、市町は補助対象事業費の1/4以上を補助する。補助対象事業費1千万円を上限とする。</p>	—	—	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	<a href="http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html">http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html</a>	4
	ふくい園芸カレッジ (1)新規就農コース	<p>対象:福井県で新たに園芸での就農を目指す方 受講料:無料(ただし、教科書代、保険料、実習に係る資材費等は自己負担)</p>	<p>研修場所:ふくい園芸カレッジ 研修期間:原則2年以内 研修内容:模擬経営研修、農業機械研修、コミュニケーション研修、各種講義</p>	平成27年 10月1日~ 12月28日	30人	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	<a href="http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html">http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html</a>	2
	ふくい園芸カレッジ (2)プラス園芸コース	<p>対象:水稻農家や集落組織で新たに園芸に取り組む方 受講料:8,000円</p>	<p>研修場所:ふくい園芸カレッジ 研修期間:1期あたり8回(5カ月程度) 研修内容:県推進品目の技術経営研修(実習、講義)</p>	前期:3月頃 後期:7月頃	前期:35人 後期:35人	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	<a href="http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html">http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html</a>	2
	ふくい園芸カレッジ (3)スマート園芸コース	<p>対象者:スマート園芸技術を用い、大規模施設園芸の経営を目指す農業者および就業希望者</p>	<p>研修場所:県園芸研究センター 研修期間:1年間 研修内容:ミディマト、イチゴ等の周年栽培実践研修、知識習得研修</p>	平成28年4月~(予定)	3人	福井県地域農業課 農業人材確保グループ および各農林総合事務所等	0776-20-0433(地域農業課)	<a href="http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html">http://www.pref.fukui.jp/doc/021500/index.html</a>	2

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
岐阜県	意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費(アグリチャレンジフェア)	岐阜県内で新たに農業・林業を始めたい方等	就農等についての相談・各種研修制度等の紹介、農業法人・林業事業者への就業情報及び移住情報並びに企業の農業参入相談等を実施する。	-	-	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/gifusyunonavi/	1
	意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費(農業で夢再発見研修)	岐阜県内で自ら農業経営を行おうとする者等	就農意欲のある人が、就農に必要な基礎技術・基礎知識について実践を通して学ぶことの出来る研修を実施する。 ・研修期間:4カ月(年間2回) ＜1回目＞4月～8月 ＜2回目＞9月～1月	＜1回目＞2月～3月 ＜2回目＞7月～8月	各回10名	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/gifusyunonavi/	2
	意欲ある新規就農者育成・定着支援事業費(農業やる気発掘夜間ゼミ)	就農等を目指す者、農業に興味がある者	就農への意欲や農業への理解を促進するために、就農等を目指す者、農業に興味のある者を対象とした農業の基礎知識を学ぶ夜間講座を実施する。 ・実施期間:6月～9月(全6回)	講座申込:5月	定員50名	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/gifusyunonavi/	2
	新規就農サポート事業費(あすなる農業塾)	岐阜県内で新たに農業経営を行おうとする意欲のある者(あすなる農業塾生) ・研修期間:研修作目の一作型以上の期間	あすなる農業塾生の就農支援活動(実践技術、経営手法等の研修及び就農に必要な農地の確保等の支援)を行う者(あすなる農業塾生)に対して、指導謝金を支払う。 ・50千円/月	随時	-	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/gifusyunonavi/	2,6
	新規就農サポート事業費	市町村、市町村農業委員会、農業協同組合、生産者組織、県等を構成員とし、就農相談から営農定着までを総合的に支援することを目的とする協議会等	新規就農者の育成・確保に必要な次の就農支援活動等に対する運営経費を助成。(補助率:1/2以内) ・就農相談活動 ・新規就農者ネットワーク化支援 ・就農を前提とした実践的な就農支援研修 ・就農適性等を判断するための短期農業体験 ・地域特産物の栽培に新たに取り組む者への栽培技術研修 ・就農に必要な情報収集・発信活動 ・上記活動に必要な就農コーディネーターの設置等	-	-	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	-	1,2,3,4
	就農支援協力金事業費	・「人・農地プラン」に位置付けられた園芸品目での就農希望者(個人又は新規農業参入法人)の農地確保に協力する者。 ・上記の交付対象者で、農地の貸付け等とともに、主要な農業用機械・施設等、永年性作物を譲渡する者。	・就農希望者が円滑に農地を確保し就農できるよう、就農希望者への農地の貸付け等に協力する農地の出し手に対して、協力金を交付する。 ・50千円/10a ・農地の貸付け等とともに、主要な農業用機械等を譲渡する場合、加算金を交付する。 ・20千円/10a	-	-	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	-	7,9
	後継者等就農給付金	・既存の青年就農給付金を受給しておらず、市町村の人・農地プランに位置付けられている農業後継者等	青年就農給付金を受給できない、45歳以上55歳未満の新規就農者及び青年就農給付金を受給していない18歳以上55歳未満の農業後継者を対象に給付金を年100万円以内で給付。なお、給付期間は1年に限定	-	-	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/gifusyunonavi/	9
	短期農業体験研修	岐阜県内で自ら農業経営を行おうと考えている者等 ・研修期間:2～4週間	就農希望者の就農への意志決定を促進するための短期農業体験研修を実施	随時	若干名	一般社団法人岐阜県農畜産公社	058-276-4601	-	2,6
冬春トマト新規就農者研修	以下の条件を全て満たす者 (1)満18歳以上の者 (2)冬春トマト生産による就農意志がある者 (3)研修終了後、岐阜県内で就農することが可能な者 ・研修期間:1年2カ月(4月～翌年5月)	岐阜県就農支援センター(海津市)で「トマト独立ポット耕栽培システム」を活用した栽培技術等を習得する冬春トマトの就農準備研修	研修申込:HPを確認願います。	4名	岐阜県庁農政部農業経営課	058-272-8421	http://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo-koyo/nogyo/gifusyunonavi/	2	

都道府県名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
愛知県	ニューファーマーズ研修	愛知県内で農業経営(農業所得概ね250万円以上)を目指す方で、18歳以上45歳未満の方。ただし、概ね55歳以下の方で、農業経営に必要な農地を所有している方又は借地できる見込みがある方であれば、受講可能。	Uターン就農者(農家出身)・新規参入者(非農家出身)を対象に、農業経営に必要な基礎知識・技術などを修得するための研修を実施する。 内容:講義・演習等(計180時間)及び実習 【研修場所】 講義・演習等:愛知県立農業大学校(岡崎市美合町) 実習:「自己ほ場」又は「先進農家(研修生で選定)」のいずれかで実施	平成27年4月24日(金)～平成28年2月26日(金)	20名	愛知県立農業大学校	0564-51-1034	http://www.pref.aichi.jp/noudai/	2
	農業者育成支援研修	以下の条件を全て満たす方 ・新規就農を希望し、就農意欲の高い方 ・心身ともに健康で、農作業に耐える体力に自信がある方 ・普通自動車免許(オートマチック限定可)所持	主に農業以外の分野から就農を目指す方々を対象に、就農に必要な基礎的な技術・技能や経営に関する知識を修得するための研修を実施する。 内容:講義…15回、実習…約80日 費用負担:実習に必要な教材費等は、研修生の負担 【研修場所】 愛知県立農業大学校(岡崎市美合町)	平成27年4月13日(月)～平成27年5月13日(金)	15名	愛知県立農業大学校	0564-51-1034	http://www.pref.aichi.jp/noudai/	2
	山間地営農等振興事業(就農支援資金償還助成事業)	就農支援資金(就農施設等資金を除く)を借り受けた者のうち、条件不利地域に就農した認定就農者、又は青年等を雇用した認定経営者(農業法人等)	就農支援金(就農施設等資金を除く)償還額の2/3以内に相当する額に対して、市町村が償還金助成を行う場合に、これに要する経費の1/2を補助する。	-	-	愛知県農業経営課 愛知県農業振興課	052-954-6409 052-954-6406	-	3
	雇用セーフティネット対策訓練 公共職業訓練 農業科	以下の条件を全て満たす方 ・公共職業安定所に求職申込みをした方で、公共職業安定所長が適職に就くために訓練受講の必要性を認め、公共職業安定所長から受講指示、受講推薦又は支援指示を受けられることのできる方。 ・訓練を受講することにより、早期就職(訓練終了後3か月以内)を希望している方。 ・心身ともに健康で、新規農業経営(専業農家)開始及び農業生産法人等への就職を目指す、就農意欲が高い方で、普通自動車免許を有する方。	新たに農業経営を開始したり、農業生産法人等へ就職するために必要な農作物の生産技術、技能、農業経営に関する基礎的な知識等を習得する。 訓練場所:愛知県立農業大学校(岡崎市美合町) 訓練期間:9か月 受講料:無料(ただし、教科書・農産加工実習費等研修に必要な費用が別途必要)	平成27年3月16日(月)～平成27年4月10日(金)	30名	愛知県立岡崎高等技術専門学校 愛知県立農業大学校研修部	0564-51-0775(専門学校) 0564-51-1034(農大)	http://www.pref.aichi.jp/0000059038.html(専門学校) http://www.pref.aichi.jp/nogyo-keiei/(農大)	2
	農業後継者育成事業	農家の後継者をはじめ新たに農業を始める者(企業やNPOなどを含む)	県内8か所に設置した「農起業支援センター」における就農相談、農業技術に関する相談対応など	-	-	愛知県農業経営課教育グループ	052-954-6409	http://www.pref.aichi.jp/0000049582.html	1

都道府県名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
三重県	みえの就農サポートリーダー制度	就農希望者、新規就農者	新規就農者の育成に意欲が高く、地域で模範的な先進農業者等を「就農サポートリーダー」として県が登録し、就農希望者等に対して、栽培技術等の習得に向けた研修や農地・住居の確保支援、就農・定着に向けた相談等を関係機関や地域と連携してサポートします。	-	-	農林水産部担い手育成課	059-224-2354	http://www.pref.mie.lg.jp/NINAI TE/	1,7,8,9
	農業版就職支援事業	市町	新規就農者の受入事例が少ない等就農サポートリーダーの育成を実施していくことが必要な市町が、就農サポートを行うサポートリーダーに謝金等を支払う場合に、県が補助金を交付します。 ・補助率1/2以内 ・就農サポート対象者1人当たり15,000円/月以内 ・就農サポート対象者1人につき1年以内	-	-	農林水産部担い手育成課	059-224-2354	http://www.pref.mie.lg.jp/NINAI TE/	6,9
	UIJターン就農者受入・支援体制緊急強化事業	新規就農者の確保に向けた独自の取組を行う民間事業者(農業者、農業法人、NPO法人等)	民間事業者が独自に行う独立・自営就農希望者への研修の実施や、農業大学校と連携した農業人材育成の実施などの新規就農研修に関する企画の実現に必要な経費に対して補助を行います。 (1)補助対象となる経費 採択された企画の実現において必要な次の経費 ・独立・自営就農希望者の研修に必要な施設、機器、小農具等の整備 ・独立・自営就農希望者の研修に必要な簡易な圃地等の整備 (2)補助率 定額 1事業主体当たり上限800千円	-	予算の範囲内	農林水産部担い手育成課	059-224-2354	http://www.pref.mie.lg.jp/NINAI TE/	6,9
	農業経営の核となる人材の育成・確保事業	農業法人への雇用就農希望者、雇用型訓練を実施する農業経営体	大規模経営体や6次産業化に取り組む農業法人等での雇用型訓練と、経営感覚豊かな人材を育成する専門研修を一体的に実施し、農業経営の核となる人材の確保・育成を支援します。また、雇用型訓練を行う農業経営体に対しては、雇用型訓練の実施に要する経費の一部について支援します。 【支援対象経費と上限額】 雇用型訓練に要する対象経費及び上限額は下記のとおりとし、住居費、宿泊費等は含まないものとする。 ①研修生人件費 153,200円/月を上限とする。 ②研修生通勤手当 62,000円/月を上限とする。 ③社会保険料のうち事業主負担分相当額 34,432円/月を上限とする。 ④Off-JT用費用 60,000円(消費税分を除く)を上限とする(人材育成プログラムに定める研修に限る)。 ⑤消耗品費 30,000円(消費税分を除く)を上限とする(作業衣類、小農具、事務文具品に限る)。	-	予算の範囲内	農林水産部担い手育成課	059-224-2354	http://www.pref.mie.lg.jp/NINAI TE/	3,5,9

都道府県名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
三重県	就労体験を通じた農業就労の促進事業	農業分野での就労体験を希望する学生、就労体験の受入を行う農業経営体	6次産業化や販路開拓などに新たにチャレンジしたり、雇用型法人として経営発展をめざす県内の意欲ある農業経営体を選定し、一定期間にわたり学生を従業員として受け入れてもらう就労体験の取組を行うことで、学生が農業現場の責任ある仕事を担うことにより、職業としての農業がもつ魅力を体感・発見し、将来の農業への就労に向けたキャリア形成などの円滑なスタートを支援します。また、就労体験の受入を行う農業経営体に対しては、就労体験の実施に要する経費の一部について支援します。  農業経営体に対する就労体験期間中における学生1人あたりの支援対象経費及び上限額は下記のとおりとする。 〔対象経費及び上限額〕 ア 学生賃金 三重県における最低賃金の額とする イ 学生通勤手当 1,010円/日 ウ 学生賠償保険料 2,400円/人 エ 農業経営体への謝金 3,000円/日 オ 消耗品費(※) 15,000円/人 ※就労体験に必要な作業衣類、小農具、事務文具品に限る。	-	予算の範囲内	農林水産部担い手育成課	059-224-2354	http://www.pref.mie.lg.jp/NINAI TE/	3,5,9
	新農業人発掘・雇用拡大・定着促進事業 ※青年農業者等育成センター(公益財団法人三重県農林水産支援センター)へ本事業の一部を委託	県内外の就農希望者、県内の新規就農者及び新規参入企業等	新たに本県の農業に就こうとする人材を発掘し、農業分野における雇用拡大を図り、その人材の定着を促進するため、就農相談から受入・定着までを一貫して支援するため、次のような取組を行っています。  【新規就農相談対応】 青年農業者等育成センター(三重県農林水産支援センター)に就農総合相談窓口を開設し、就農希望者による就農相談対応、フォローアップなどを行います。 ●新規就農者の相談対応 ●就農促進説明会の開催 ●経営計画策定のための研修会の開催  【就業・就職マッチングの実施】 農業への就業・就職を希望する方と新たな人材を探している農業経営体とのマッチングの機会を提供する「就業・就職フェア」を開催するとともに、農業経営体の求人情報の掘り起こし・集約を行い、随時、就業・就職希望者に対して情報提供することで、農業分野における雇用機会の拡大などを図ります。 ●就業・就職フェアの開催 ●HP等での求人情報の提供 ●雇用のミスマッチ解消に向けた研修会の開催 ●雇用就農者のモチベーション向上に向けた研修会の開催	-	-	(公財)三重県農林水産支援センター担い手育成支援課	0598-48-1226	http://www.affshien-mie.or.jp/	1,9

都道府県名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
三重県	就業促進研修事業(短期研修)	研修受入経営体	40歳までの就業等希望者を研修生として短期間受け入れる農業経営体に対して、研修や宿泊に要する経費を助成します。 【助成内容】 2日以上で7日以内の研修が対象 ・研修助成:5,000円/人・日 ・宿泊助成:6,000円/人・日	-	20名	(公財)三重県農林水産支援センター 担い手育成支援課	0598-48-1226	http://www.affshien-mie.or.jp/	3
	就業促進研修事業(長期研修)	研修受入経営体	40歳までの就業等希望者を研修生として長期間受け入れる農業経営体に対して、研修に要する経費を助成します。 【助成内容】 助成期間は2ヶ月以上とし、最長10ヶ月までとします。 1ヶ月 30,000円/人	-	18名	(公財)三重県農林水産支援センター 担い手育成支援課	0598-48-1226	http://www.affshien-mie.or.jp/	3
	新規就業者受入環境整備事業	就農促進研修事業(長期)の対象になった研修受入経営体	長期研修を開始する者を受け入れる経営体に対して、その研修開始者の住宅手当の一部を助成若しくは研修開始者が入居を予定する住宅等の改築費用の一部を助成します。 ・家賃の1/3以下かつ15,000円/月を上限又は、改築費の1/2以下かつ150,000円を上限	-	10名	三重県農林水産支援センター 担い手・経営支援課	0598-48-1228	http://www.affshien-mie.or.jp/	3

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
滋賀県	就農相談の実施	就農希望者	県内6つの農産普及課において、普及指導員が就農希望者に対する就農相談から、就農準備、就農後までの一貫した支援を実施。	随時	-	農業経営課	077-528-3845	http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nosan/index.html	1
	滋賀県立農業大学校「就農科」	就農希望者(下記条件を満たす者) ・20歳以上65歳未満の者 ・研修終了後、滋賀県内において農業経営を行うことが確実な者 ・出願時に就農する農地が確保できているか、確保できる見通しがある者	県内で就農を目指す人材に対し実践的な農場実習や講義を行い、円滑な就農と就農後における安定した農業経営の実現を目指す。 野菜・花き・果樹の3コース。 修業年限1年。 授業料月額4,950円	28入校生願書受付期間 27.12.14～28.1.15	10名	滋賀県立農業大学校	0748-46-2551	http://www.pref.shiga.lg.jp/g/nogyo-nodai/index.html	2
	五感で感じる滋賀の農業体験	高校生・大学生等農業に興味のある若者	若い世代に農業の魅力を感じ、農業を職業として選択してもらうことを目的として、2泊3日の農業体験(農家での宿泊含む)や青年農業者との交流会を実施する。(参加費2,000円)	27/8/3～8/5	20名				9
	担い手育成推進事業「就農・就業相談窓口の設置」	就農希望者	就農相談員による就農相談活動の実施。	随時	-				1
	担い手育成推進事業「就農準備講座」	就農希望者	就農希望者を対象に、就農の現状や就農に必要な知識を習得できる講座を開催する。	27.9.13、27.11.29	各回40名				9
	担い手育成推進事業「農業法人等の無料職業紹介」	雇用就農希望者	農業法人等への就農希望者および求人希望法人等の情報を収集・蓄積し、職業紹介活動を行う。	随時	-	(公財)滋賀県農林漁業担い手育成基金	077-523-5505	http://shiganou.com/	9
	担い手育成推進事業「新規就農希望者・青年農業者交流会」	就農希望者	就農希望者と青年農業者との交流会(年1回)の実施	27.10.18	40名				9
	担い手育成推進事業「雇用就業交流事業」	雇用就農者	農業法人等で働く従業員が、今後の技術向上や将来の独立に向けての参考となるよう、それぞれの経験や情報を交換する交流会を開催する。	未定	未定				9
農の就業相談会	県内農業法人への就職希望者	県内農業法人等への就職希望者と農業法人等とのマッチングの機会を提供する。	未定	1月中旬予定				9	
京都府	農林水産業ジョブカフェ	京都府内における農林水産業への就農・就業を希望する者	①新規就農・就業等の総合相談窓口の設置・運営 ②農業体験実習の実施 ③就農・就業相談会(マッチング会)の開催 ④現地案内会の開催 など	随時	-	・(公社)京都府農業総合支援センター(京都アグリ21) ・京都府農林水産部経営支援・担い手育成課	(支援センター) 075-417-6847 (京都府) 075-414-4942	(支援センター) http://www.agri21.html (京都府) http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/102/index.html	1、9
	担い手養成実践農場	京都府内において独立就農し、地域農業の担い手となることを希望する者	●栽培技術の習得から地域への定着までを一貫して支援する実践研修(就農準備型:2年間) ●就農直後の技術習得や地域定着の支援など(経営開始型:1年間) <支援内容> ①研修用(就農)農地の借り上げ ②技術指導者の設置 ③担い手づくり後見人の設置 ④農業用機械や施設に係る借り上げ料の支援 ⑤住宅改修、家賃の補助 など	随時	15名/年	・(公社)京都府農業総合支援センター(京都アグリ21) ・京都府農林水産部経営支援・担い手育成課	(支援センター) 075-417-6847 (京都府) 075-414-4942	(支援センター) http://www.agri21.html (京都府) http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/102/index.html	2, 3, 4, 6, 7, 8

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
京都府	丹後農業実践型学舎	一定の技術力を有し、大規模農業経営を目指す概ね40歳未満の就農希望者で丹後地域に定住し、農業に従事する者	大規模経営を行うための農業技術の習得から丹後地域等での就農定着まで一貫して支援するための実践研修(2年間)  <支援メニュー> ・研修用農地及び機械の無償貸与 ・府技術職員や農業法人等による技術指導 ・農業経営に関する座学講座の実施 ・研修用宿舎の準備など	(1次募集) 平成26年10月1日～平成26年12月15日  (2次募集) 平成27年2月4日～平成27年2月25日	10名程度	・丹後農業実践型学舎(京都府農林水産技術センター丹後農業研究所) ・京都府農林水産部経営支援・担い手育成課	(丹後農業実践型学舎) 0772-65-2401  (京都府経営支援・担い手育成課) 075-414-4902	(丹後農業実践型学舎) <a href="http://www.pref.kyoto.jp/tango-noken/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/tango-noken/index.html</a>  (京都府経営支援・担い手育成課) <a href="http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/102/index.html">http://www.pref.kyoto.jp/info/gyosei/soshiki/102/index.html</a>	2, 3
	就農ステップイン講座(府立農業大学校)	耕作可能な農地を用意でき、本格的な就農を目指す者 ただし、65歳未満	[研修内容] 週末を利用して野菜の栽培技術を習得する [研修日程] 平成27年9月6日(日)、9月20日(日)、10月11日(日)、11月15日(日) (いずれも午後) [参加費] 1,000円(種子代、傷害保険料等)	平成27年8月6日～平成27年8月25日	20名	府立農業大学校	0773-48-0321	<a href="http://www.pref.kyoto.jp/kyonodai/">http://www.pref.kyoto.jp/kyonodai/</a>	2
大阪府	短期プロ農家養成コース	○集中コース 年齢が65才までで、研修終了後、大阪府において農業(家庭菜園は除く)に従事する見込みのある者(農地所有の有無は問いません)  ○入門コース 府内在住で農業に関心のある方	○集中コース 野菜:約40日 果樹:約20日 大阪農業の主力である野菜・果樹について、1年間を通じて集中的に技術研修を実施  ○入門コース 基礎知識や栽培方法の講義および実習	○集中コース 平成27年5月～平成28年3月  ○入門コース 平成27年7月または10月、3日間	○集中コース 野菜コース20名 果樹コース15名  ○入門コース 定員25名	地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所農業大学校	072-979-7032(直通)	<a href="http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/noudai/">http://www.kannousuiken-osaka.or.jp/noudai/</a>	2
	準農家候補者の募集	・農産物の販売意欲、一定水準の農業技術を有する者(要件例)  ・都道府県その他の農業に関する研修教育施設等において概ね3ヶ月以上の研修等修了者など	小規模な農地(概ね3aから20～30a未満)において、新たに農業経営を目指す者を審査の上登録。農地の紹介希望者に農地を紹介し、「準農家」として農業経営への取り組み支援。 必要に応じて栽培技術や地域慣行ルール等を農業者等と連携して助言等の支援やステップアップ研修の実施。	原則年1回	定員の定めはなし	大阪府農政室推進課経営強化グループ大阪府就農相談窓口	06-6210-9596(直通)	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/soudan/index.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/nosei/soudan/index.html</a>	

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
兵庫県	(公益社団法人兵庫みどり公社) 新規就農駅前講座	農業に関心のある方(居住地・年齢の制限はなし)	サラリーマン等を対象に、夜間・休日を中心に農業の初歩的知識を身につける講座 年に4期実施。(1～3期は全7回、4期は全5回) (講義内容) ・日本の食料と農業の未来 ・農作物を育てる土づくり ・種子保存について ・病害虫の防除について ・兵庫県の畜産業について など	(各期)講座開始日の1ヶ月程度前より募集	35名程度	兵庫県農業経営課(担い手対策班)	078-362-9194	http://hyogo-rakunou.com/	2
	新規就農者等育成研修	県内在住の新規就農希望者(年齢制限なし)	県内の13農業改良普及センターにおいて、農業全般にわたる知識・技術習得のための講習、視察のほか、栽培技術、経営能力養成のための研修を実施。	実施する農業改良普及センターにより異なる	数名～数十名	兵庫県農業経営課(担い手対策班)	078-362-9194	http://web.pref.hyogo.lg.jp/	2
	ふるさとカムバック農業塾推進事業	就農、帰農を希望する55～65歳程度の者	(1)農業に関する基礎研修の実施 栽培方法、農薬、土壌肥料、施設、農業機械等に関する基礎知識、農産物加工や流通に関するしくみを学習する。 (2)現地研修の実施 現地農家等を視察し、体験談を聞いたり、実際の栽培を体験することにより、農業に関する技術を習得する。	実施する農業改良普及センターにより異なる	1カ所あたり20名程度	兵庫県農業改良課(普及活動支援班)	078-362-3421	http://web.pref.hyogo.lg.jp/	2
	就農チャレンジ研修	就農間もない者から農業者まで ※県内居住者。年齢制限なし。	受講希望者のレベルに応じて、以下のようなコースの研修を行う。 1. 就農準備研修…1日間×2回 2. 栽培技術基礎研修(有機農業)…10日間 3. 農の匠研修…1日間×3回 4. 農作業技術基礎研修…2日間 5. 農業経営基礎研修…5日間 6. ニューフロンティア技術研修(日射制御型拍動灌水装置による秋夏ピーマンの高品質・多収生産)…1日間	各コースにより異なる	各コース15名～50名	兵庫県農業改良課(普及活動支援班)	078-362-9205	http://hyogo-nourinsuisa.ngc.jp/chuo/nodai/training/tanai.htm	2
	(公益社団法人兵庫みどり公社) 兵庫楽農生活センター・生きがい農業コース	市民農園利用など基礎的な農業の知識や技術の習得を希望する人(兵庫県内に居住または勤務する人を優先、年齢制限なし)	作物栽培の基礎的な知識と技術を習得する研修を実施 ○研修期間 6ヶ月間(前期:4～9月、後期9月～3月) ○研修実施日 土曜、日曜日中心(9:30～16:00) ○研修内容 講義:野菜栽培に必要な基礎知識(月2回程度) 実習:農場での野菜栽培(約40㎡) ○受講料 35,000円(資料代等含む)	前期:2月中旬～3月中旬 後期:6月中旬～8月中旬	前期58人 後期58人	兵庫県楽農生活室(楽農生活班)	078-362-9198	http://hyogo-rakunou.com/	2
	(公益社団法人兵庫みどり公社) 兵庫楽農生活センター・就農コース	就農を希望する人(兵庫県内で就農を希望する人を優先・年齢制限なし)	就農のための総合的な知識や技術を習得する研修 ○研修期間 1年間(8～翌年9月) ※最長2年まで ○研修実施日 週5日以上(9:00～17:00) ○研修内容 講義:就農に必要な総合的な知識(約50回) 実習:農場やビニールハウスを利用した野菜栽培 ○受講料 150,000円(資料代、農業機械燃料代、水道代等含む)	6月中旬～7月下旬	20人	兵庫県楽農生活室(楽農生活班)	078-362-9198	http://hyogo-rakunou.com/	2
新規就農者等育成研修(実践研修)	農業経営に意欲を持ち兵庫県内で新たに就農を希望する者 (応募要件) 1. 本県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね45歳以下の者 2. 近い将来、県内において就農し、かつ、野菜又は花き栽培での就農のプランを持つ者 3. 兵庫県の平均以上の農業経営を目指す意欲と実行力を有する者 4. 農業大学校へ通学し、研修を受講することが可能な者	(研修内容) 通学により兵庫県立農業大学校の研修施設・機械を利用し、自ら樹立した研修計画に基づき野菜や花きの栽培と販売の実践と、経営記録の記帳を通して農業経営管理の体験研修を行う。 (研修経費) 研修経費のうち、栽培にかかる種苗、農薬、肥料、暖房機にかかる燃料費等の費用は研修生の自己負担とする。ただし、県が整備し無料で貸与するハウス、機械等にかかる光熱水費、機械の維持管理費用等は農業大学校の負担とする。	H27年度:募集終了(5月1日～5月27日)	若干名	兵庫県農業経営課(担い手対策班)	078-362-9194	http://hyogo-nourinsuisa.ngc.jp/chuo/nodai/training/27_jissen.htm	2	

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
兵庫県	就農スタートアップ支援事業	1. 非農家出身の新規就農者(県内在住で概ね60歳以下の者) 2. 農業経営士等、地域で指導的役割を果たす農業者(親方農家)	基礎研修を終えた小規模・未熟ながら就農に至った者の経営が早期に安定するよう、地域の農業経営士等、地域農業の振興及び新規就農者の育成に対して指導的役割を果たし得る者(親方農家)に、非農家出身の新規就農者に対して行う「後見人的応援活動」を委託する。  <委託内容> 栽培技術、経営、販路確保に係る指導・助言、地域への溶け込み、好条件の農地探しの手伝い等の支援活動 <委託料> 親方農家への委託料:新規就農者1人への指導につき25万円/年 <指導時間> 年間150時間以上	新規就農者…随時 親方農家…H27年度:募集終了	予算の範囲内	兵庫県農業経営課(担い手対策班)	078-362-9194	http://web.pref.hyogo.lg.jp/nk04/h27syuunoustartaushienjigyo.html	2.6
	新規就農促進ファーム設置事業	公募により選定したモデル農場設置者	公募により選定した、県が提示する研修基準を満たすモデル農場設置者が、研修農場を設置するのに要する講師謝金、会議室借上代、農機具リース料及び資材費等の一部を助成。  <実施箇所数> 県内4カ所(1カ所あたり10人程度の受入を想定) <事業主体> 農協、研修事業に参入する民間企業等 <補助額> 補助対象経費の1/3以内(ただし、受講生1人あたり20万円が助成の上限)	H27年度:募集終了	4社	兵庫県農業経営課(担い手対策班)	078-362-9194	http://web.pref.hyogo.jp/nk04/150126chiikidukurijigyo-shinkisyuunousokushin farm-settijigyo.html	9
	就農促進研修事業	就農希望者(年齢制限・居住地の制限はないが、採用については面接により総合的に判断)	地域に密着した農業経営を希望する者を「兵庫県担い手育成総合支援協議会」で雇用し、地域の中心として営農している農家等で研修を受けさせ、農作物の栽培方法や経営管理手法、販路開拓方法を学ぶことにより、新規就農者を育成する。  <研修員について> ○雇用期間 12ヶ月以内(更新なし) ○雇用条件 労働時間等:週40時間(1日8時間×5日、月～金の勤務) 賃金:月額150,000円 手当:通勤手当、住居手当 社会保険等:健康保険、厚生年金保険、労災保険、雇用保険	H27年度:募集終了	予算の範囲内	兵庫県農業経営課(集落農業活性化班)	078-362-4035	http://web.pref.hyogo.lg.jp/	2
	フレッシュファーマー雇用支援事業	民間企業、NPO法人、公益法人、その他の法人又は団体等(個人でも可)で、兵庫県内に本社または事業所が所在する企業等。	農地集積による経営規模拡大、農産物の加工や直売事業の多角化など、雇用労力を活用した農業経営体の育成を図り、地域の雇用の場として就農希望者を継続的に雇用できるように支援するとともに、雇用先の農業経営体をささえる人材となれる新規就農者の育成・確保の促進を目的とする。  <研修員について> ○事業期間 契約締結日(平成27年3月)1年以内 ○対象経費 ・新規雇用する失業者の人件費 ・新規雇用する失業者以外の人件費 ・その他事業費 ・経費にかかる消費税及び地方消費税	H27年度:募集終了	19事業者	兵庫県農業経営課(集落農業活性化班)	078-362-4035	http://web.pref.hyogo.lg.jp/	5
	新規就農コーディネート強化事業	県内の就農希望者・新規就農者(年齢制限なし)	就農支援センターにおけるマンツーマン指導体制の強化 県内13カ所の地域就農支援センターが就農希望者ごとに立ち上げた就農プロジェクトの企画・実践を支援することで、各センターの指導体制を強化する	—	定めなし	兵庫県農業経営課(担い手対策班)	078-362-9194	http://web.pref.hyogo.lg.jp/	9
	農業施設貸与事業	1 事業実施主体 市町・JA等 2 リース対象者 新規就農者、農業法人等	市町・JA等が新規就農者等へ園芸施設等を貸与(リース)し、初期投資の軽減と施設保有リスクの軽減を図ることにより、円滑な就農・地域への定着や農業法人の経営発展を促進する。	～11月	予算の範囲内	兵庫県農業経営課(担い手対策班)	078-362-9194	—	4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
	奈良県農業新規参入者支援事業	県内で就農を希望する者	自立就農に必要な研修を実施 ○研修場所 事前研修:農業大学校 農家実践研修:受入農業者の圃場 ○研修期間 事前研修:3ヶ月程度 農家実践研修:1年間	前期: H27.3.1~ H27.4.10 、後期: H27.7.1~ H27.7.31 (H27分)	年間7名	農林部担 い手・農 地マネジ メント課 担い手育 成係	0742-27- 7617	http://www .pref.nara.jp /dd_aspx_m enuid- 10488.htm	2.6
	新たな農業ビジネス展開支援事業	新たに農業に参入したい若手女性	新たに農業に参入したい若手女性 を公募し、専門家を招聘したゼミ形 式で、経営計画を樹立する手法の 研修を実施。(企業へ運営委託) ・参加者募集・週末起業セミナー (20名程度)...農業で起業に関心あ る女性を広く発掘 ・農業起業塾(研修会6回/3ヶ月 間)...農業生産+6次化の経営計 画樹立へ	H27.6.12 ~ H27.7.19	20名程度	農林部担 い手・農 地マネジ メント課 担い手育 成係	0742-27- 7617	http://www .pref.nara.jp /item/1443 23.htm	2
	農業体験インターンシップ (奈良の意欲ある担い手支援事業内の 中事業、農業の担い手ワンストップ窓口 設置事業内の取り組みの一つ)	県等への就農相談者	就農意欲は高いが、農作業経験の 乏しい者に2日程度の農業現場を 体験できるインターンシップを紹介。	随時	10名	農林部担 い手・農 地マネジ メント課 担い手育 成係	0742-27- 7617	-	2
奈良県	新規就農者生活安定支援資金	以下の要件を全て備えた個人。 ・資金利用計画の県の認定を受け ていること。 ・県内での就農を目指し研修中であ る者。または、県内市町村において 青年等就農計画の認定申請書が受 理されており、かつ県内で就農し1年 未満であること。 ・奈良県農業信用基金協会の債務 保証を利用できること。 ・県税を滞納していないこと。	研修中および就農1年目の生活費を 融資する農協に利子補給を行う。 ・融資額:月10万円以内で最大2カ 年分の240万円以内 ・償還期間:12年以内(うち据置期間 4年以内) ・貸付利率:無利子	-	-	農林部担 い手・農 地マネジ メント課 担い手支 援係	0742-27- 7427	-	9
	担い手育成確保支援事業 (イチゴスペシャリスト育成確保事業)	以下の条件を全て満たす者 ・県内でイチゴ高設栽培を希望し、 参入が確実である者 ・概ね55歳以下で、県内在住者 ・イチゴ及び農業に関する基礎的な 知識と技術を習得している者 ・施設利用料金の払える者	○研修場所(イチゴ高設栽培施設) の提供 ○技術及び経営指導 ・研修期間:原則 毎年4月1日~翌 年5月31日	例年10月 頃	年間 2名	(公財)な ら担い 手・農地 サポ ート セン ター (奈良県 青年農 業者等 育成 セン ター)	0744-21- 5020	http://www 5.ocn.ne.jp/ agr- nara/index. htm	2
	担い手シニア育成事業	将来営農を目指す意欲あるシニア 世代(概ね55歳以上を想定)の県 民	○実践研修圃場の設置(毎年度300 ㎡*20区画*5カ年) ○集合研修(1年目) 本格的な営農を目指すために必要 な栽培技術、経営手法の研修 ○現地巡回指導(1~2年目) 3年目以降の自立に向けて指導員 が現地栽培指導にあたる。	例年9月 頃	年間 20 名	(公財)な ら担い 手・農地 サポ ート セン ター (奈良県 青年農 業者等 育成 セン ター)	0744-21- 5020	http://www 5.ocn.ne.jp/ agr- nara/index. htm	2
	新たな農業サポート事業	耕作放棄地を活用し、新たな農業 (6次産業化に向けた取組を含む) をモデル的に実施するアイデアをも つ農業者	耕作放棄地を再生し、新たなアイ デアを活かした農業経営(6次産業 化に向けた取組を含む)をモデル的 に行う取組に必要な経費のうち、補助 対象となる経費の1/2以内を補助 (ただし1件あたり上限500千円)。	例年8~9 月頃	年間 2件 程度	(公財)な ら担い 手・農地 サポ ート セン ター (奈良県 青年農 業者等 育成 セン ター)	0744-21- 5020	http://www 5.ocn.ne.jp/ agr- nara/index. htm	4
和歌山県	農業体験研修(就農支援センター) ・技術習得研修(就農支援センター) ・ウィークエンド農業塾(農業大学校、就 農支援センター) ・社会人課程(農業大学校、就農支援セ ンター)	農業体験研修:農業に興味を持っ ている者、農作業を経験してみたい者 技術修得研修:満18歳から概ね60 歳までの者 和歌山県内において、農業で生計を 立てようと考えている者 ウィークエンド農業塾:和歌山県内 で新規就農を希望する方、自給的 農業に取り組みたい者 社会人課程:公共職業安定所に求 職申し込みをしている者と和歌山県 内で農業法人への就職を希望する 者	農業体験研修:農業への入門とし ての農作業体験 技術修得研修:農業全般に関する 基礎的な知識や技術などを学ぶた めの研修 ウィークエンド農業塾:週末を利用し ての、農作物の栽培を通じた、農業 の初歩的な知識と技術の修得 社会人課程:農業全般に関する実 践的な知識や技術などを学ぶた めの研修	募集要項 による	募集要項 による	和歌山県 農業大学 校 和歌山県 農業大学 校就農支 援セン ター	農業大学 校 0736- 22-2203 就農支援 センター 0738-23- 3488	http://www .ag- wakayama. ac.jp/ 就農支 援セン ター http://www .pref.wakay ama.lg.jp/pr efg/071601 /index.html	1.2

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
鳥取県	就農条件整備事業	以下の条件を全て満たす者 ・県内在住の認定新規就農者 ただし、3親等以内の親族の農業経営を継承して農業経営を開始する者にあつては、原則として継承する経営基盤以外で、市町村が定める新規就農者の所得目標を目指す者であること ・就農後3年以内 ・複式簿記による記帳を行うこと なお、農業経営の承継者(承継の予定を含む。)にあつては、自ら新たに開始する部門経営についての収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座を開設して経理を行うこと	新規就農者の就農時に必要な機械・施設を就農者が自ら整備する場合や、農協等がリースするために整備する場合に必要な経費を助成。 【補助対象】 10万元以上(消費税含む)の農業用機械・農業用施設 ※軽トラック等の汎用性のある車両、家畜および果樹苗は対象外 【助成期間】 就農後3年間 【補助率】 1/2(県1/3、市町村1/6) 【その他】 ・1人当たりの補助対象事業費(3年間の合計)は、1,200万円が上限 ・単年度の事業費が30万円未満の場合は対象外 ・消費税は対象外	随時	—	県農林水産部経営支援課	(0857)26-7261	http://www.pref.tottori.lg.jp/keieishien/	4
	就農応援交付金	以下の条件を全て満たす者 ・県内在住の認定新規就農者 ただし、3親等以内の親族の農業経営を継承して農業経営を開始する者にあつては、原則として継承する経営基盤以外で、市町村が定める新規就農者の所得目標を目指す者であること ・就農後3年以内 ・複式簿記による記帳を行うこと なお、農業経営の承継者(承継の予定を含む。)にあつては、自ら新たに開始する部門経営についての収支に関する帳簿の記載と自己の預貯金口座を開設して経理を行うこと ・国の青年就農給付金(経営開始型)の給付対象者の要件を満たさない者	就農初期にかかる運転資金、基盤整備費等に活用できる交付金を交付。 【支援期間】 就農後3年間 【助成額】 1年目:10万円/月、2年目:6.5万円/月、3年目:4万円/月(上限) 【補助率】 10/10(県2/3、市町村1/3)	随時	—	県農林水産部経営支援課	(0857)26-7261	http://www.pref.tottori.lg.jp/keieishien/	4
	就農・くらしアドバイザー設置事業	以下の条件を全て満たす者 ・県内在住の認定新規就農者 ・就農後おおむね1年以内 ・IJUターナー者	IJUターナー新規就農者の営農立ち上げ時に、経営安定への助言や日常生活における助言を行う「就農・くらしアドバイザー」を設置。 (県がアドバイザーに対し、月額3万円の謝礼を最長12か月支給。)	随時	—	県農林水産部経営支援課	(0857)26-7261	http://www.pref.tottori.lg.jp/keieishien/	9
	親元就農促進支援交付金	【交付対象者(農業経営主)の要件】 次のいずれかに該当すること ・認定農業者 ・人・農地プランに地域の中心経営体として位置付けられている者 ・地域農業の担い手として支援することが適当であると市町村長が認める者 【研修生(後継者)の要件】 次の条件を全て満たす者 ・研修計画の申請時の年齢が55歳未満の者 ・交付対象者(農業経営主)の3親等以内の親族で、当該農業経営体に就農して1年以内の者であり、将来その経営を継承する予定の者 【その他】 ・交付対象者と後継者が、家族経営協定(研修及び収益配分、経営継承等について規定)を締結すること ・研修計画に基づき、年間150日以上かつ年間1200時間以上研修を実施すること ・交付期間の1.5倍(最低2年)の期間、営農継続しない場合は全額返還	認定農業者等の後継者が、親(3親等以内の親族含む)の経営に従事しながら親元で研修を行う場合に、交付金を交付。 【支援期間】2年以内 【助成額】10万円/月 【補助率】 10/10(県2/3、市町村1/3)	随時	—	県農林水産部経営支援課	(0857)26-7261	http://www.pref.tottori.lg.jp/keieishien/	2

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
	鳥取へIJU!アグリスタート研修支援事業	以下の条件を全て満たす者 ・鳥取県へ移住又は在住し、就農する意欲を有すること ・農業就業が可能な健康状態であること ・過去に農業への就業又は農業研修の経験がある者にあつては、その期間が短期間(本研修と同一品目で3年未満)等により、本研修を受けることが必要と認められる者 ・地域住民と協調して生活する意思を有していること ・普通運転免許証(オートマチック限定免許を除く。)を有していること	県内での自営就農希望者を(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、県内の農業法人、農家等での実践的研修や農業経営に関する研修を行い、県内での独立就農を目指す。 【研修期間】1年間(最大2年間) 【研修区分】トライアル研修(5ヶ月)、本格研修(7ヶ月)、追加研修(12ヶ月) 【研修条件】 研修期間中は、(公財)鳥取県農業農村担い手育成機構が研修生として雇用し、給与等を支給。 給料 月額120,000円、住居・通勤手当等月額33,000円(上限) ※県外からのIJUターン者には、定住準備金、赴任旅費(上限あり)を支給	9期生 (平成28年2月研修開始): 11月5日～11月30日	20人	県農林水産部経営支援課	(0857)26-7261	http://www.pref.tottori.lg.jp/keieishien/	2
鳥取県	鳥取県版農の雇用支援事業(新規就業者早期育成支援事業)	【受入する農業法人等の主な要件】 ・通年の研修が可能で、研修終了後も継続雇用が可能な経営内容であること(経営計画を提出) ・新規就業希望者を正規の従業員として雇用し、雇用保険、労災保険に加入すること ・税務署に対して、給与支払事務所等の開設届けを提出していること ・新規就業者に対して十分な指導を行うことができる研修責任者を確保すること ・雇用に関する法令を遵守するとともに、雇用主都合による解雇、雇用及び研修に関して法令に違反する等のトラブルがないこと ・国の青年就農給付金の給付対象者でないこと 【新たな従業員の主な要件】 ・正社員として雇用され、就業している者 ・経営主と3親等以内でないこと(ただし雇用保険に加入できる場合を除く) ・過去の農業従事期間等が5年未満であること(アルバイト、研修等を含む)他作目での就業等は要相談 ・県内在住者(予定を含む)であること	規模拡大、新部門導入等のための新たな雇用を行う、農業法人、農業者等の農業経営体に対し、新規就業者への研修経費、指導者の研修経費を助成する。 【助成期間】 最大3年間(ただし3年目は新規就業者1名あたり300万円以上の所得向上する計画を作成) 【助成金額】 1年目 145,000円(上限)／月、指導者研修費36,000円(上限)／月、住居・通勤手当等33,000円(上限)／月 2年目 97,000円(上限)／月、指導者研修費36,000円(上限)／月 3年目 50,000円(上限)／月	-	-	県農林水産部経営支援課	(0857)26-7261	http://www.pref.tottori.lg.jp/keieishien/	6、9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
公益財団法人ふるさと島根定住財団	UIターンしまね産業体験事業	県外在住のUIターン希望者	島根県へのUIターンを促進するため、県外在住者が県内受入先で一定期間、農林漁業などの産業体験を行う場合に、滞在に要する経費を助成。 また中学生以下の子供を同伴し産業体験を行う方に対して、親子連れ助成を実施。 ＜助成期間＞3ヶ月以上1年以内 ＜助成額＞ 体験者助成金:12万円/月 県内に居住している親又は祖父母と同居し体験を行う方:6万円/月 親子連れ助成(1世帯当たり):3万円/月	-	-	公益財団法人ふるさと島根定住財団	0852-28-0690	http://www.kurashimane.jp	3
	UIターンしまねお試し体験事業	県外在住のUIターン希望者	産業体験や島根にUIターンする前段階として、体験希望者が体験研修(3日間～1週間以内)を行う機会を支援。	-	-	公益財団法人ふるさと島根定住財団	0852-28-0690	http://www.kurashimane.jp	2
	若いしまね人のための就労体験事業	県内在住の若年未就業者(体験開始時に30歳未満の者)	県内在住の若年未就業者の就業機会を確保するため、県内受入先で一定期間、農林水産業等の産業体験を行う場合に、体験に要する経費の一部を助成。 ＜助成期間＞3ヶ月以上1年以内 ＜助成額＞12万円/月(県内に居住している親又は祖父母と同居し体験を行う方は6万円/月)	-	-	公益財団法人ふるさと島根定住財団	0852-28-0690	http://www.kurashimane.jp	3
公益財団法人しまね農業振興公社(島根県農地中間管理機構/島根県青年農業者等育成センター)	就農相談対応	就農希望者	各種支援制度の紹介や農地に関することなど、就農についての総合的な相談に対応。	-	-	公益財団法人しまね農業振興公社就農促進課	0852-20-2872	http://www.agri-shimane.or.jp/center/	1
島根県	就農給付金(UIターン準備型)	県外からUIターンした認定新規就農者であって、青年等就農計画における就農時に45歳以上の者	国の青年就農給付金の対象外となる就農時45歳以上で島根県内に独立・自営就農(経営継承を含む)を目指す者に対して、研修段階を支援するため給付金を給付。 ＜助成内容＞12万円/月、12ヶ月以内	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-5395	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	3
	就農給付金(経営開始型)	45歳以上65歳未満の認定新規就農者	国の青年就農給付金の対象外となる就農時45歳以上で島根県内に独立・自営就農(経営継承を含む)を目指す者に対して、経営が不安定な就農初期段階を支援するため給付金を給付。 ＜助成内容＞75万円/年、2年間	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-5395	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	4
	半農半X支援事業(就農前研修経費助成事業)	65歳未満のUIターン者で、農業+その他の仕事(半農半X、いわゆる兼業就農)を目指す者	市町村長が認定した半農半X実践者が行う農業研修に要する経費を助成。 ＜助成内容＞12万円/月、12ヶ月以内	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-5395	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	3
	半農半X支援事業(定住定着助成事業)	65歳未満のUIターン者で、農業+その他の仕事(半農半X、いわゆる兼業就農)を目指す者	市町村長が認定した半農半X実践者の就農開始後の営農生活に要する経費を助成。 ＜助成内容＞12万円/月、12ヶ月以内	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-5395	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	4
	半農半X支援事業(半農経営設備等整備支援事業)	65歳未満のUIターン者で、農業+その他の仕事(半農半X、いわゆる兼業就農)を目指す者	半農半X実践者が営農を開始する場合に必要な施設・機械等の整備に対する経費を助成。 ＜補助率＞1/3以内(補助金上限額:100万円) ＜期間＞農業経営開始後3年以内	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-6860	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
島根県	自営就農開始支援事業	認定新規就農者等	認定新規就農者等が農業経営を開始する場合に必要な施設・機械等の整備に対する経費を助成。 ＜補助率＞1/3以内(補助金上限額:1000万円) ＜期間＞農業経営開始後5年以内	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-6860	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	4
	自営就農後継者対策支援事業	認定農業者	認定農業者が子や孫等へ円滑な経営継承を図るために必要な施設・機械等の整備に対する経費を助成。 ＜補助率＞1/3以内(補助金上限額:333.3万円) ＜対象者要件＞5年以内に子や孫等(45才未満)に経営継承することが確実と見込まれる者	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-5395	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	4
	雇用創出支援事業	農業法人等	農業法人等が規模拡大により新たな雇用を創出する場合に必要な施設・機械等の整備に対する経費を助成。 ＜補助率＞1/3以内(補助金上限額:333.3万円) ＜主な要件＞期間の定めのない正規職員を当該年度内に1名以上雇用	-	-	島根県農林水産部農業経営課	0852-22-6860	http://www.pref.shimane.lg.jp/industry/norin/nougyo/naite/shinkishuno/	4
公益財団法人しまね農業振興公社	新規就農青年等研究活動支援事業	1. 自立経営を営む新規就農者で、自主的な研究活動を実施し、新規就農青年等研究発表会等で発表できる成果をあげ、引き続き今後も経営改善意欲の旺盛な者 2. 年齢がおおむね40歳以下の者若しくは認定新規就農者(認定就農者を含む) 3. 前年度に就農した者	前年度の新規就農者が、課題解決を図るため自主的な研究活動に取り組む経費の一部(5万円以内)を助成して、激励会及び交流会を開催する。	当該年度の5月31日まで	40名程度(予算の範囲内)	就農促進課	0852-20-2872	agri-shimane.or.jp	9
	先進地留学研修事業	1. 農業系専門学科のある高校に在学し、将来就農を志向する者。 2. 前号の者の在学する学校の教職員	将来の担い手候補の確保を図るため、農業系専門学科のある高校在学者で、就農志向のある高校生が、先進地で一定期間(概ね14日以上)研修するための経費の一部を助成する。	公益財団法人しまね農業振興公社理事長が別に定める期日(平成27年度は6月19日まで)	予算の範囲内	就農促進課	0852-20-2872	agri-shimane.or.jp	3
	農村青少年クラブ等活動促進事業	県段階あるいは地域ブロック段階において結成され、規約を定め積極的に活動している組織であって、次の各号のいずれかに該当する組織を除く。ただし、公益財団法人しまね農業振興公社理事長が認める場合は、この限りではない。 1. 主たる構成員の要件が特定の単一の作物若しくは畜種に限られる組織 2. 同一年度において活動促進事業費の支給を受ける県段階の組織に属する地域的な下部組織	優れた農業後継者を育成確保し、仲間づくりと経営意欲の向上を図るため、集団活動を行う農村青少年及び農村女性組織に活動費(20万円以内)を助成する。	当該年度の11月末日まで	5組織程度(予算の範囲内)	就農促進課	0852-20-2872	agri-shimane.or.jp	9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
岡山県	就農促進トータルサポート事業(農業実務研修事業)	※農業体験研修修了後、1年以内の者。 ※研修主体から農業実務研修生の認定を受けた者であること。 (将来、地域農業を担う中核的な担い手となる者と認められる者) ※農業体験研修の要件 ・申請時の年齢が55歳未満であること。 ・農業生産基盤を有せず、かつ相続により確保の見込がない者であること。または青年就農給付金事業のうち、準備型の対象となる者であること。	※新規就農希望者に対し、就農を希望する市町村の先進農家等において、研修費を支給しながら2年以内の技術の習得や農地・住宅の確保、地域の絆づくり等により独立・自営就農するための実践的な研修を行う。 ※研修費の助成額:125千円/月以上	-	-	農産課	086-226-7420	http://www.okayama-ninaite.com/	1,2,3
	就農促進トータルサポート事業(早期経営確立支援事業)	農業実務研修事業により、就農が確実と見込まれる者又は独立・自営就農後1年以内の新規就農者であること。	新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農地の賃借料及び土づくり資材費を助成。(事業費の上限は、対象農地10a当たり100千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、入居する住宅の賃借料を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり年額720千円) 新規就農者等の就農前後の負担を軽減するため、農業経営で使用する中古農機具・施設や入居する住宅等の修繕経費を助成。(事業費の上限は、事業対象者1人当たり900千円) ※事業の実施は、事業種目毎に事業対象者当たり1回限り。 ※事業費の1/3を助成	-	-	農産課	086-226-7420	http://www.okayama-ninaite.com/	4,7,8
	就業奨励金(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団事業)	新たに県内で農業に従事した者で、次に掲げる条件に該当する者とする。 ア 将来にわたり専業(年間従事日数が概ね250日以上)として農林漁業経営を続けていく意志と条件を有すること。 イ 年齢が申請年度初めにおいて、39歳以下であること。 ウ 過去に就業奨励金(岡山県就農奨励金を含む。)の支給を受けたことがないこと。	奨励金(5万円以上)を支給する。	-	-	公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団	086-234-1093	http://www.okayama-ninaite.com/	9
	就農準備講座(公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団事業)	岡山県内で農業を始めようと思っている55才未満の方	岡山県農業の魅力を伝えるとともに、収支計画など具体的な就農プランづくりを支援 東京、大阪で各2日間開催 希望に応じて就農相談を実施	-	-	公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団	086-234-1093	http://www.okayama-ninaite.com/	1

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
山口県	新規農業就業者定着促進事業 (就農前相談等事業)	就農希望者	就農相談窓口の設置、運営:(公財) やまぐち農林振興公社	随時	-	(公財)や まぐち農 林振興公 社	083-924- 8900	http://www .y- agreen.or.jp /	1
	新規農業就業者定着促進事業 (やまぐち就農支援塾の設置運営)	研修終了後に県内で就農・就業を 希望する者等	県農林総合技術センター農業担 手支援部(農業大学校)での農業体 験から、基礎的な知識や技術、機械 の操作方法等の習得など、希望者 のレベルや要望に応じて研修コース を設定 <短期入門研修> 短期(平日5日間)での農業体験研 修 <作目基礎研修> 土日を中心に、年間10~15回程度 で基礎知識・技術を習得 コース:水稲、野菜、花き、果樹、 肉用牛	<短期入 門研修> 8月~2月 <作目基 礎研修> 3月中旬 ~4月中 旬	<短期入 門研修> 各回10名 程度 <作目基 礎研修> 70名	山口県立 農業大学 校	0835-27- 2714	http://www .nrs.pref.ya maguchi.lg.j p/hp_open/ a17212/00 000001/ind ex.html	2
	新規農業就業者定着促進事業 (担い手養成研修)	研修終了後に県内で本格的に農業 経営を開始するか農業法人への就 業を希望する者	県農林総合技術センター農業研修 部(農業大学校)において、農業経 営に必要な専門技術や知識等を1 年を通じて習得 コース:法人就業、自営就農(野 菜、花き、果樹、酪農、肉用牛) ○研修生への年間150万円以内で の研修費助成(最長2年) ※就農時45歳未満の場合は、青 年就農給付金を活用	1月中旬 ~2月中 旬	35名程度	農林水産 部農業振 興課	0835-27- 2714	http://www .nrs.pref.ya maguchi.lg.j p/hp_open/ a17212/00 000001/ind ex.html	2,3
	新規農業就業者定着促進事業 (担い手養成現地研修)	研修終了後に県内で就農を希望す る者	県が認定した指導農家等におい て、実践的な栽培管理や経営知識 等の習得に向けた研修を実施 ○農業に関する知識(作物概論、流 通販売、農業簿記等)の習得のため の集合研修を受講(月1回程度農業 大学校等で実施) ○研修生への年間150万円以内で の研修費助成(最長2年) ※就農時45歳未満の場合は、青 年就農給付金を活用 ○県の認定を受けた指導農家等へ の謝礼 月額6万円	随時	-	農林水産 部農業振 興課	083-933- 3375	-	2,3,6
	新規農業就業者定着促進事業 (定着支援給付金)	新規就業者を雇用又は構成員とし て受入れた法人	新規就業者を従業員または構 成員として受入れた法人に対する5年 間の支援(OJT研修等への支援) ○給付金額 1,2年目:120万円、3年目:90万 円、4年目:60万円、5年目:30万円 ※従業員として雇用する場合、1, 2年目は農の雇用事業を活用 ○農業に関する知識(作物概論、流 通販売、農業簿記等)の習得のため の研修費助成(年間6日程度)及び 集合研修(月1回程度)を受講	随時	-	農林水産 部農業振 興課	083-933- 3375	-	2,5
	新規就業者受入態体制備事業 (生産条件整備支援)	新規就農者を雇用又は構成員とし て受入れた法人	法人等が新たに新規就業者を雇 用または構成員として受入れるのに 必要な体制整備を支援 ○機械・施設等(コンバイン、トラク タ、選果機、パイプハウス等)の整備 補助率(県):主穀1/2、園芸1/3	随時	-	農林水産 部農業振 興課	083-933- 3375	-	9
	新規就業者受入体制整備事業 (住宅確保支援)	新規就農者を雇用又は構成員とし て受入れた法人	新規就業者が住宅として利用する 空き家等の改修経費を支援 ○台所、トイレ、浴槽の改修等 補助率:県1/3、市町1/3	随時	-	農林水産 部農業振 興課	083-933- 3375	-	9
	新規就農者農地確保支援事業	認定就農者のうち、就農後3年以内 の者	農地中間管理機構を通じた農地 の無償貸付け(最大5年間) 補助率:県1/2、市町1/2	随時	-	農林水産 部農業振 興課	083-933- 3375	-	7
	新規就農資金	認定就農者のうち、就農後3年以内 の者	就農後3年度間に必要となる初 次的経営資金(運転資金)の貸付け 貸付利率:無利子 貸付限度額:年額250万円×3年 償還期間:15年(据置期間5年) 補助率(利子補給):県1/3、市町 1/3、農協中央会1/6、農協1/6	随時	-	農林水産 部企画流 通課	083-933- 3360	-	4

支援分野の内容は、1. 就農相談 2. 研修制度 3. 研修費用助成 4. 営農費用助成 5. 雇用費用助成 6. 研修受入農家に対する助成 7. 農地取得支援 8. 住宅取得支援 9. その他

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
徳島県	農業するなら徳島で！就農研修支援事業 (とくしま就農スタート研修事業)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支援対象者 就農希望研修生及び受入農業経営者</li> <li>●研修生               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 県外から移住又は県内在住で、徳島県で就農する強い意欲を持つ者</li> <li>2 55歳未満であること</li> <li>3 普通運転免許証を有する者</li> </ol> </li> <li>●受入農家・農業法人               <ol style="list-style-type: none"> <li>1 研修生の就農までの指導を行う意志と能力を有する者</li> <li>2 期間の定めのある雇用契約を締結すること</li> <li>3 労働保険に加入させること</li> <li>4 県が実施する集合研修へ研修生を出席させること</li> <li>5 研修生は親族(3親等以内)でないこと</li> </ol> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修生 研修期間中の生活支援(給与助成, 住居手当, 赴任支度金(県外者, 1回限り)など)</li> <li>●受入農家・農業法人 研修に対する謝礼</li> </ul>	—	研修生: 45名程度	徳島県農業会議	088-678-5611	<a href="http://www.tokukaigi.or.jp/syunou/">http://www.tokukaigi.or.jp/syunou/</a>	3, 6
	農業するなら徳島で！就農研修支援事業 (新規就農現地研修サポート事業)	新規就農者, 「とくしま就農スタート研修事業」研修生	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規就農者への事業PR</li> <li>・就農現地バスツアー</li> <li>・研修生への集合研修の実施</li> </ul>	—	—	経営推進課	088-621-2429	—	2
	農業の魅力発信就農コーディネート事業	就農希望者	就農相談	—	—	徳島県経営推進課 (公財)徳島県農業開発公社	088-621-3089	—	1
	新規就農者経営発展まるごとサポート事業	認定新規就農者又は事業実施年度中にその認定を受ける見込みの者	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象機械・施設 園芸用ハウス, 水耕設備, 作業棟, 冷蔵庫, トラクター, 貨物自動車等(中古施設も対象)</li> <li>●補助率 1/2以内 (補助金の上限10,000千円, 事業費の下限500千円)</li> </ul>	農業協同組合等が農業用施設・機械等を整備して新規就農者等へ貸与し, 円滑な就農・定着や経営発展を支援する	—	—	経営推進課	088-621-2429	—



自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
愛媛県	新規就農者拡大促進事業 ○就農定着支援 ○就農実践研修支援	(事業実施主体はJA、農業法人等) 支援対象者と条件 ○就農定着支援 「人・農地プラン」に位置付けられた、就農後5年以内かつ45歳未満の新規就農者で、研修計画を策定していること  ○就農実践研修支援 JA、法人等が実施する、地域での就農に向けた研修に参加し、就農に向けての技術等の習得を希望する者	○就農定着支援 左記条件を満たした新規就農者に対して、JA等が導入する共同利用のための農業機械や施設の導入を支援する。費用の3分の1以内を助成する。  ○就農実践研修支援 左記条件を満たした者に対して、JA等が研修を実施するために必要な活動費や資材費、農業機械等の導入に係る費用の一部を助成する。費用の2分の1以内を助成する。	-	-	農産園芸課 担い手・農地保全対策室	089-912-2553	-	9
	青年農業者やる気サポート事業	青年農業者組織及び同組織に所属する個人	青年農業者組織が行う取組に対してその費用を助成する。 ・6次産業化支援 ・販売促進活動支援 ・農業者のスキルアップ活動 ・生産環境整備支援 ・経営改善に関する活動支援 ・食育活動支援 ・田舎暮らしの理解促進活動支援 ・新規就業促進支援 組織プロジェクト:500千円 個人プロジェクト:150千円	-	-	農産園芸課 担い手・農地保全対策室	089-912-2553	-	3,9
	次代を担う若い農林漁業就業促進事業	(公財)えひめ農林漁業振興機構(育成センター)から就農研修資金を借り受け就農した者 ※研修終了後1年以内に就農し、5年以上継続して農業に従事する者	就農研修資金の返還に係る費用の1/2を助成する。	-	-	農産園芸課 担い手・農地保全対策室	089-912-2553	-	9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
高知県	こうちアグリスクール	高知県内での就農をお考えの方で、原則すべての講義(全6回)に参加できる方。 ・18歳以上で概ね65歳以下	農業の基礎から就農までの流れ、高知県農業の特徴などを学ぶことができます。 高知会場、大阪会場、東京会場、名古屋会場 研修料:3,060円	募集〆切 高知会場 6/2まで 大阪会場 8/14まで 東京会場 9/11まで 名古屋会場 10/9まで	高知会場:30名 大阪会場:40名 東京会場:40名 名古屋会場:20名	高知県立農業担い手育成センター	0880-24-0007	http://www.nogyo.tosa.pref.kochi.lg.jp/info/dtl.php?ID=6897	2
	アグリ体験スクーリング	高知県内での就農をお考えの方 ・18歳以上で概ね65歳以下	農業機械の安全講習や、基本的な操作方法、先進農家等への視察研修や農作業体験等を通じて、農業に関する基礎知識を習得し、就農に向けた心構え等を学ぶための2泊3日ための短期研修。年4回。 第1回(7/31-8/2)、第2回(10/30-11/1) 第3回(11/27-29)、第4回(1/22-24)	お問い合わせください	各回定員15名	高知県立農業担い手育成センター	0880-24-0007	http://www.nogyo.tosa.pref.kochi.lg.jp/info/dtl.php?ID=5564	2
	就農希望者長期研修	高知県内での就農をお考えの方 ・18歳以上で概ね65歳以下	就農のための基礎知識から先進技術まで学べる実践的な農業技術研修。 6カ月、12カ月、24カ月 費用:1日当たり510円	お問い合わせください	定員20名	高知県立農業担い手育成センター	0880-24-0007	http://www.nogyo.tosa.pref.kochi.lg.jp/?sid=2011	2
	就農コンシェルジュ	高知県内での就農をお考えの方	高知県の農業のこと、就農相談何でもお問い合わせください。 就農コンシェルジュを2名配置しております。	-	-	高知県農業会議内	088-824-8555	-	
	新規就農研修支援事業 (市町村が実施主体のため、市町村によって要件、支援内容が異なります。)	15歳以上60歳未満の就農意思のある就農希望者(市町村によりこの範囲内で年齢要件を定めています。)	・就農前の研修生1人当たり月額15万円以内 ・研修受け入れ農家等には、研修生1人の受け入れに対して月額5万円以内 (市町村により要件や支援内容が異なります。)	随時	予算の範囲内	研修希望市町村の農業担当課にお問い合わせください	-	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160101/2015051200277.html	3.6
	園芸用ハウス整備事業 (市町村等が実施主体のため、実施主体によって要件、支援内容が異なります。)	①就農に向けた研修を受けたい方 ②ハウス園芸に取り組みたい新規就農者(5年以内)や、新たにハウス園芸に取り組みたい農業者 ③ハウスの規模拡大を考えている農業者 ④古くなったハウス(15年以上経過)の高度化(建て替え)を考えている農業者 ⑤他人が所有又は利用していたハウスを修繕して新規就農や規模拡大をすることを考えている農業者 ⑥被災したハウスの建て替え・修繕を考えている農業者(H26年度中に被災したハウスのみ) ⑦ハウスの省エネ化のために、内張2層以上のカーテン(いわゆる3重以上)の設置や重油の使用量を削減する代替暖房設備の設置をしようと考えている農業者、および夏場の高温対策にハウスのフルオープン化を考えている農業者	申請区分 補助対象限度額 (一般ハウス/10a) 補助率(県、市町村) ①研修区分 800万円、県1/3+市町村1/3 ※中山間地域、県2/5+市町村1/3 ※中古ハウス450万円、県1/4+市町村1/4 ②新規就農区分 800万円、県1/3+市町村1/3~1/6 ※中山間地域、県2/5+市町村1/3~1/6 ③規模拡大区分 700万円、県1/3+市町村1/4~1/8 ※中山間地域、県2/5+市町村1/4~1/8 ④高度化区分 700万円、県1/3+市町村1/5~1/10 ⑤流動化区分 450万円、県1/4+市町村1/4 ⑥災害復旧区分 (H26年度中に被災したハウスのみ) 700万円、県1/3+市町村1/5 ※中古ハウス450万円、県1/4+市町村1/4 ※受取共済金を除く ⑦省エネ区分 開閉装置110万円、重油代替暖房機300万円 県1/3+市町村1/5 流出防止装置付燃料タンク設備 130万円/基、県1/2+市町村1/4  (補足) ※補助対象限度額及び補助率は、市町村によって異なる場合があります。 ※①から④、⑥の区分は、軒高が2.5m以上のハウスや風速35m/秒以上の高強度ハウスを建てる場合は、補助対象限度額が1,000万円/10aとなります。 ※各区分に補助対象限度額の上乗せとなる付帯設備 ・ヒートポンプ、木質バイオマスボイラー又は養液栽培設備は、300万円/10aを上乗せ ・環境制御装置は、100万円/棟を上乗せ	随時	予算の範囲内	就農希望市町村の農業担当課にお問い合わせください	-	http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160701/2015040400046.html	3.4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
福岡県	若者の農業・農村参入及び定着促進事業 (女性新規就農希望者に対する支援)	女性の新規就農希望者が女性農業者の中で、女性ならではの営農の工夫、就農・定着へのアドバイス等を含め、マンツーマンで研修を受けること。	・就農体験研修 (研修受け入れ女性農業者への謝金を県が負担)	随時	予算の範囲内 (30名程度)	福岡県農林水産部 経営技術支援課 後継人材育成室	092-643-3495	—	2、6
佐賀県	さかの次代を担うニューファーマー支援事業	農家の後継ぎ、新規参入希望者、定年前後の就農志望者 等	1 地域推進活動事業 (実施主体:市町、農協等) ・市町、農協等における就農啓発セミナーや就農相談会の実施 等 ※市町、農協等の活動事業費について県1/2以内助成  2 県推進活動事業 (1)県活動事業 ・就農啓発活動、定期巡回による就農相談活動 等 (2)地域支援活動事業 ①就農相談活動【実施主体:地域農業改良普及センター、農林事務所】 ・市町、農協等と連携した就農相談活動 ②農高生等就農支援活動【実施主体:地域農業改良普及センター】 ・農業高校生等を対象とした就農相談会、先進農家視察 等 ③生産部会等支援活動【実施主体:地域農業改良普及センター】 ・JA生産部会等における新規就農者の確保・育成に向けた支援 ④経営確立・定着支援活動【実施主体:地域農業改良普及センター】 就農後5年目程度の新規就農者を対象とした農業基礎講座等の開催や個々のレベルに応じた技術・経営指導 等 (3)農業インターンシップ事業【実施主体:農業大学校】 就農希望者を対象とした「基礎講座」、「実践講座」の講座開催	—	—	佐賀県農産課	0952-25-7118	—	1.9
佐賀県	トレーニングファーム整備推進事業	就農希望者(新規参入等)	1 トレーニングファーム推進活動事業 (実施主体:農協、市町等) ・トレーニングファームの整備に向けた検討会議、先進事例調査等の推進活動 ※農協、市町等の活動事業費について県1/2以内助成  2 トレーニングファーム運営整備事業 (実施主体:農協、市町等) (1)研修生募集活動事業 ・就農相談会への出展、研修生募集パンフレットの作成等に係る経費について県1/2以内助成 (2)指導者設置事業 ・トレーニングファームの専任講師設置等に係る経費について県1/2以内、市町1/2以内助成 (3)トレーニングファーム整備事業 ・トレーニングファームの研修用ハウス、機械・施設等の整備に係る経費について県10/10以内助成	—	—	佐賀県農産課	0952-25-7118	—	2.9

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
長崎県	青年農業者等育成センター活動事業	就農希望者、新規就農者	・就農希望者の募集とデータ化、就農に関する情報発信 ・就農相談会の開催 ・就農支援相談員を配置し、就農相談から就農後のフォローアップまでワンストップで実施。	—	—	公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金	0957-25-0031	http://www.pref.nagasaki.jp/e-nourin/nagasaki-syunou/nagasaki-syunou.html	1
	技術習得支援事業	①長崎県内で長崎県が定める推進品目により就職を目指す方 ②研修開始時64歳未満で研修受入農家の指導のもと研修を実施できる方 ③農作業を行うにあたり健康上問題のない者 ④研修先まで通うことができる方	新規就農するために必要となる知識と技術を身につけるために、以下の研修を実施。  ○基礎研修(2ヶ月) 県立農業大学校等において、施肥、防除、土づくり等の基礎的な知識習得と、トラクター等農作業機械の技術習得を行う。また、就農計画作成演習により経営品目を選定する。  ○実践研修(10ヶ月) 県下各地の優良農家及び生産部会において、実践的な生産技術及び経営管理技術の習得を図る。  ○研修期間:1期:平成27年6月～平成28年5月、2期:平成27年9月～平成28年8月、3期:平成27年12月～平成28年11月	1～3期合同:平成27年4月1日～平成28年4月30日 ※追加募集は7月、10月の各1ヶ月間	各コース20人計60人	農業経営課(新規就農支援センター)	0957-25-0031	http://www.pref.nagasaki.jp/e-nourin/nagasaki-syunou/nagasaki-syunou/nogyokensyu/27-bosyu-yoko-chirashi.pdf	1,2,3,6
	未来の担い手支援事業	①農業就業体験:県内高校生、県内外大学生およびUターン等での就農を希望する一般社会人 ②農業高校連携強化:県内農業高校生、農高農業クラブ	①農業就業体験 職業として農業に関心がある県内高校生・県内外大学生および、Uターン等での就農を希望する一般社会人を対象に、先導的農業者及び農業法人等のもとで、3泊4日の農業就業体験を実施して、職農意欲を高める。 ※参加者への助成(傷害保険掛け金)および受入農家への謝金あり  ②農業高校連携強化 農業高校と振興局が連携して農高生の就農計画策定を支援し、就農を促進するとともに、各校の農業クラブと農業大学校および農業技術開発センターが連携して地域貢献につながるプロジェクト活動等を支援する。	①随時 ②随時	①10名 ②—	農業経営課	095-895-2935	http://www.pref.nagasaki.jp/section/nogyoke/	1,2,6

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
熊本県	がんばる農業人集結育成事業 【新規就農支援センター機能強化事業】	就農希望者、新規就農者	【新規就農支援センター】 就農希望者に対する総合的な就農相談窓口として県農業公社と農業会議で構成する「新規就農支援センター」を設置。 ・就農希望者への情報提供、相談活動、地域就農者へのフォロー活動、新規就農者の実態調査 ・就農相談会の開催 ・就農相談員及び地域就農相談アドバイザー配置	—	—	熊本県新規就農支援センター	096-385-2679 096-384-3333	http://www.kumafarm.jp	1
	がんばる農業人集結育成事業 【農業大学校による新規就農支援研修】	1 研修コース対象者 (1)プロ農家養成コース…農業で生計を立てることをめざす方 (2)実践農業コース…農産物販売を目的とした農業経営をめざす方 (3)特別セミナー聴講コース…農業で生計をたてることをめざす方で特別セミナーのみ聴講を希望する方 2 応募資格 平成27年4月1日現在で63歳以下の方	1 研修コース開催回数 (1)プロ農家養成コース(毎週3回) (2)農業実践コース(毎週2回) (3)特別セミナー(毎月1回4~11月) 2 研修内容 (1)栽培に関する基礎技術の講義及び実習:野菜栽培、畑作物栽培及び土づくり等 (2)経営者として必要な知識技術に関する講義等:農業簿記、営農計画、農業機械、食品加工、農業経営者講義、先進事例視察等 (3)特別セミナー:土壌肥料、病害虫の基礎知識、流通・マーケティング、就農に必要な農業情報等	—	—	熊本県立農業大学校	096-248-6600	http://www.pref.kumamoto.jp/site/noudai/	2
	地域で育てる新農業人育成総合事業 【新農業人インキュベーション事業】	1 事業実施主体 県が認定した地域、広域研修機関 2 支援対象者 県が認定した地域、広域研修機関で研修を修了した就農希望者	(1)研修後の仮独立期間(2年程度)について、就農希望者へのサポート活動を支援 (2)対象経費 ・実践圃場確保のための借地に係る経費 ・圃場施設改修費、簡易な圃場整備費、土壌改良費 ・指導者への技術指導、助言に係る謝金 ・現地確認、研修生、指導者との協議等に係る経費 等 (3)補助率10/10以内(上限事業費300万円)	—	—	担い手・企業参入支援課	096-333-2432	http://www.pref.kumamoto.jp/site/noudai/	3, 4

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
	農業体験研修	農業経験のない就農希望者	農業経験のない者が、実際の農作業を体験し、農業への理解を深めることを目的とする。 研修期間:1泊2日 研修場所:大分県立農業大学校 研修内容 ・新規就農実践者 ・講師によるセミナー ・農業実習(播種、管理操作、収穫、調整等)	—	10名	大分県立農業大学校	0974-22-7581	—	2
	就農準備研修	本県で就農希望の者、又は農業生産法人に就職希望の者	就農のためのより実践的な技術の習得を目的とする。 研修場所:大分県立農業大学校 研修内容:就農レベルの野菜栽培技術の習得 研修経費:4,000円/月 (1)長期コース 研修期間:11ヶ月(4月~3月) (2)中期コース 研修期間:8ヶ月(7月~3月) (3)随時コース 研修期間:3ヶ月程度(随時入校)	—	長期コース・中期コース 25名 随時コース 5名	大分県立農業大学校	0974-22-7581	—	2
大分県	大分県ファーマーズスクール	市町が認定する就農コーチ(指導農業士等の先進農家)の下で、独立自営就農を目指して研修を受ける者	就農地及び品目が定まった就農希望者に対して、就農予定市町の就農コーチの下での「実習」及び「模擬営農」の研修支援を行う。あわせて、地域の関係機関が「座学」も実施する。 ・研修期間:2年以内(おおむね1,200時間/年) ・研修場所:就農コーチのほ場、模擬営農を行う実践ほ場 ・研修内容:栽培技術及び農業経営全般に係る知識の修得。地域活動への参加による人的ネットワークの構築 ・研修経費:無料	随時	予算の範囲内	大分県農山漁村・担い手支援課	097-506-3586	—	2, 6
	大分県就農研修支援資金	以下のいずれかの要件を満たす者のうち、就農時45歳以上55歳未満で青年就農給付金を受給しておらず、自営就農を目的とした研修を行う者 ・認定新規就農者 ・青年就農給付金事業で県が認めた研修を受ける者	新規就農希望者に、農業技術や経営方法を学ぶための研修経費を資金貸付することにより、意欲的な就農者の育成を図ることを目的とする。 ・融資限度額:1,800千円 ・貸付利率:無利子 ・償還期限:7年以内(据置2年以内)	随時	予算の範囲内	大分県農山漁村・担い手支援課	097-506-3586	—	9
	新規就農者支援事業	農業経験のない者で、新たに大分県内において農業経営をはじめようとする者(新規就農者)が農業の実践的な知識・技術を習得するため、「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に基づく就農支援資金(就農研修資金)を借り入れて研修を受けた後、事業実施市町村において5年間就業した場合	就農支援資金の償還助成 ・市町村が償還金の1/2を助成するとき、その1/2を県が助成する。	—	—	大分県農山漁村・担い手支援課	097-506-3586	—	2,3

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野	
宮崎県	移住・UIターン強化事業	宮崎県へ移住・就農を考えている者	・宮崎県への自営就農や法人就農について、県新規就農相談センター、各自治体・団体、農業法人等が相談ブースを設置。 ・宮崎県の特徴や農業、農産物、就農支援等の紹介の他、求人情報や住居情報を併せて提供。 ・宮崎県でのスムーズな就農に向け、就農講座を開催。	—	—	宮崎県地域農業推進課	0985-26-7126	http://www.mnk.or.jp/webpat2/newsview.php?mode=d&aid=306  http://www.pasona-nouentai.co.jp/miyazaki/	1	
	宮崎成長産業人材育成事業	宮崎県内の農業法人で就農を考えている者	宮崎県内の農業法人において、派遣型の就農研修(お試し就農)を実施することで、就農希望者と農業法人のマッチングを行い、就農の定着化を図る。	—	—	宮崎県地域農業推進課	0985-26-7126	—	5	
	みやざき農業実践塾	【基礎体験コース】 将来、宮崎県内で就農を考えている者  【経営実践コース】 新たに農業を始める者で、研修終了後は宮崎県内で就農を目指す者	【基礎体験コース】 ・インターネット等を活用し、農業の基礎について学習する。 ・学習したことを体験する場として年4回程度の実習を行う。  【経営実践コース】 1年間又は半年間、県立農業大学のほ場等を活用して、就農に必要な野菜等の栽培についての実践的な知識、技術を習得する。	1月下旬～5月上旬	—	【基礎体験コース】 20名程度 【経営実践コース】 14名程度	宮崎県立農業大学校 農業総合研修センター	0983-23-7447	http://lupinus-p.jp/	2
	新規就農者養成促進事業	・農業に関する学科等設置高校	高度な農業技術等の研修経費を助成する。	—	—	公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985-51-2011	http://www.mnk.or.jp/	3	
	新規就農研修生助成事業	・JA研修生 ・みやざき農業実践塾生、農業法人、先進農家等にて研修を行う新規参入者等	県内産地での就農を目指して、研修をしようとする新規参入者等に対して研修経費を助成する【研修期間：6ヶ月以上1年以内】	—	—	公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985-51-2011	http://www.mnk.or.jp/	3	
	農地利用促進事業	・新規参入者	利用権を設定した農地の借地料を助成する。	—	—	公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985-51-2011	http://www.mnk.or.jp/	4	
	就農支援資金保証料補てん事業	・認定新規就農者	青年等就農支援資金借入に伴う債務保証料を助成する。	—	—	公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985-51-2011	http://www.mnk.or.jp/	4	
	新規就農者定着支援リース事業	・認定新規就農者	農畜産用施設(借地料を含む)・機械等をリースして経営を開始しようとする新規就農者に、農業経営を開始して3年間で限度としてリース料を助成する。	—	—	公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985-51-2011	http://www.mnk.or.jp/	4	
新規就農サポーター事業	・先進農家 ・農業法人等	新規就農希望者を受け入れて基礎的な知識・技術に関する指導・助言を行うサポーター(先進農家等)に対して、指導謝金を交付する。	—	—	公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985-51-2011	http://www.mnk.or.jp/	6		

自治体等名	事業・支援策名	支援対象者・条件	支援内容	募集期間	募集人数	担当課等	電話番号	HPアドレス	支援分野
鹿児島県	新規就農支援事業(青年農業者等育成センターの運営)	・就農希望者 ・農業法人等への就業希望者	○(公社)鹿児島県農業・農村振興協会に就農アドバイザーの配置(就農相談に随時対応) ○就農・就業相談会の開催(年1回、鹿児島市内) ○県外相談会における相談ブース設置 ○「市町村等就農支援策ガイドブック」の作成・配布など	—	—	(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	099-213-7222	http://www.ka-nosinkyo.net/	1
	農業後継者育成基金事業(新規就農者経営発展支援事業)	・経営開始後5年以内の新規参入者、親とは別部門の後継者。 ・所得目標を概ね達成した者かつ認定就農者、認定新規就農者。 ※その他要件あり	○新規参入者等のさらなる経営の安定・発展に向けた取組に対する助成 助成限度額: 1人当たり 200千円	毎年5月頃	15名程度	(公社)鹿児島県農業・農村振興協会	099-213-7222	http://www.ka-nosinkyo.net/	4
沖縄県	沖縄県新規就農一貫支援事業(初期投資支援の推進)	(1)就農5年未満で65歳未満の者 (2)年間農業従事日数が150日以上 の者 (3)人・農地プランに位置づけられていない者 (4)青年等就農計画の認定を受けている者 (5)その他	農業経営の初期投資として必要な機械・施設の整備	平成27年5月26日～8月4日  (事業実施年度の前年度に実施主体(市町村、団体等)へ要望調査をかけ、実施主体が募集する)	—	県(営農支援課)  (各実施主体新規就農関係部署)	098-866-2280	—	4
	就農サポート講座	おおむね65歳未満で県内在住の方	就農を予定している他産業従事者やUターン青年等が、農業に関する基礎的な知識及び技術を習得するための講座及び体験研修  ・入門講座(座学) ・基礎実習(野菜、花卉、果樹、肉用牛の基礎実習等) ・農家研修(農業生産法人等での実践研修)	第1回 平成27年4月1日～4月30日 第2回 平成27年6月10日～7月10日	各回30名	県営農支援課	098-866-2280	—	2